

平成25年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成25年11月27日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	企画総務部長	室伏 博行君
住民福祉部長	羽佐田 武君	経済建設部長	池谷 精市君
教育部長	高橋 忠幸君	危機管理監	新井 昇君
会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君	町長戦略課長	小野 学君
総務課長	田代 順泰君	税務課長	湯山 正敏君
住民福祉課長	秋月 千宏君	健康課長	米山 民恵君
地域防災課長	池田 馨君	建設課長	岩田 芳和君
農林課長	遠藤 一宏君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	相原 浩君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	高橋 裕司君
須走支所長	小野 巖君	総務課長補佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 5番 池谷 弘君 6番 梶 繁美君

散 会 午前11時32分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
「平成25年度小山町一般会計補正予算（第4号）」
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
「建設工事に関する協定（変更）の締結について」
- 日程第6 同意第7号 小山町監査委員の選任について
- 日程第7 議案第67号 静岡県市町総合事務組合格約の変更について
- 日程第8 議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定について
- 日程第9 議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第72号 平成25年小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第9号 「ゴルフ場利用税堅持」のための意見書

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成25年第6回小山町議会12月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 池谷 弘君、6番 梶 繁美君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの17日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月13日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第5号から議案第74号までの11議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成25年第6回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認2件、同意1件、規約の変更1件、条例の制定3件、補正予算4件の、合計11件であります。

はじめに、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成25年度小山町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

本案は、新東名関連町道整備の町道3975号線橋梁整備について、中日本高速道路株式会社東京支社に委託している橋梁部分の上部工の協定変更の必要に伴い、継続費の総額及び年割額を変更したことについて、地方自治法の規定に基づき専決処分をしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「建設工事に関する協定（変更）の締結について」であります。

平成25年第3回6月定例会で議決をいただいた第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定について、協定金額の変更が必要となり、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、同意第7号 小山町監査委員の選任についてであります。

本案は、本年12月31日をもって任期満了となります代表監査委員の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第67号 静岡県市町総合事務組合理約の変更についてであります。

本組合は、県内の8市12町36組合で組織されており、構成団体の常勤職員に対する退職手当の支給事務、非常勤職員の公務災害や通勤災害に対する認定及び補償事務を共同処理している組合であります。

今回の規約の変更は、構成団体である小笠老人ホーム施設組合が本組合で所管する市町職員退職手当事務から平成26年3月31日をもって脱退することに伴い、組合理約の一部改正を行うため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定についてであります。

本案は、静岡県が緊急地震・津波対策交付金を創設したことに伴い、県からの交付金を受け入れるため条例を制定するものであります。

次に、議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき、合議制の機関を設置するため条例を制定するものであります。

次に、議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法において延滞金の割合の特例が改正されたことに伴い、関係する条例の規程を地方税法と同一にするため整備し、改正するものであります。

次に、議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

現時点における決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理等をお願いするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億722万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を97億5,584万1,000円とするものであります。

また、併せて繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第72号から議案第74号までは、3つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億68万5,000円を追加し、歳入歳出総額を20億1,570万2,000円とするものであります。

次に、議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費の補正に伴うもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ464万7,000円を減額し、歳入歳出総額を15億9,444万1,000円とするものであります。

次に、議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。電気料金の増額及び人件費の補正に伴うものであります。

各議案の審議に際し、人事案件については私から説明を、その他の議案については関係部長から、それぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議案第67号 静岡県市町総合事務組合規約の変更については軽微な変更、議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）については人件費のみの補正予算、議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）については人件費及び電気料のみの補正予算でありますので、補足説明を省略いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成25年度小山町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成25年度小山町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） はじめに、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成25年度小山町一般会計におきまして、新東名関連の町道3975号線橋梁及び道路整備事業のうち日本高速道路株式会社東京支社に委託している橋梁部分の上部工について、原協定の変更の締結が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度小山町一般会計補正予算（第4号）を

専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、継続費の補正を行ったものであります。

それでは、一般会計補正予算（第4号）の2ページをお開きください。

今回の補正に係る町道3975号線橋梁及び道路整備事業について、橋梁部分の上部工の工事発注に合わせ、平成27年度の年割額と総額を1億9,472万円増額するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「建設工事に関する協定（変更）の締結について」

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「建設工事に関する協定（変更）の締結について」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、平成25年7月11日付けで中日本高速道路株式会社東京支社と締結しております、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定におきまして、中日本高速道路株式会社東京支社から、入札に向け工事発注金額を精査したところ、原協定締結時よりも工事費増額が判明し、平成25年11月21日に予定をした入札日までに工事費増額による細目協定の変更を締結する必要がある旨の協議書が提出され、協議の結果、地方自治法第179条第1項の規定により、建設工事に関する協定（変更）の締結を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

か。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第6号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、承認第6号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 同意第7号 小山町監査委員の選任について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第6 同意第7号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 小山町監査委員の選任について御説明申し上げます。

来たる平成25年12月31日をもって、識見を有する監査委員であります池谷 浩さんの任期が満了となります。

池谷さんは、小山町監査委員として平成22年から現在まで1期4年就任され、意欲的に取り組んでおられるところでございます。また、人格は高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見をお持ちになっており、監査業務に精通しているところであります。

つきましては、今回、識見を有する監査委員として、引き続き池谷 浩さんを選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は平成26年1月1日から平成29年12月31日の4年間になります。よろしく御審議の上、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(鷹嶋邦彦君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第7号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、同意第7号は、これに同意することに決定しました。

日程第7 議案第67号 静岡州市町総合事務組合理約の変更について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第7 議案第67号 静岡州市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第8 議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長(羽佐田武君) 議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定についてであります。

静岡県は、第4次地震被害想定及び地震・津波対策アクションプログラム2013を本年6月に公表しました。これらを踏まえ、市町が平成25年度から27年度までの3年度間に緊急かつ重点的に地震対策を実施できるよう、大規模地震対策等総合支援事業費補助金を再構築して、新たに緊急地震・津波対策交付金を創設しました。

町は、静岡県からこの交付金を受け入れ、事業実施の原資とする基金を造成するため、条例を制定するものであります。

条例は6か条からなり、第1条は基金の設置、第2条は基金の積立て、第3条は基金の管理、第4条は基金の運用益金の処理、第5条は基金の処分、第6条は委任について定めてあります。

附則として、交付の日から施行し、平成28年3月31日にその効力を失い、残額があるときは県へ納付するものです。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（湯山鉄夫君） ただいま御説明いただきましたけれども、この条文につきまして、ちょっとお伺いさせていただきます。

本条例を対象とする基金につきまして、これは時限あるいはまた限定的な措置だと思いますけれども、まず第1条におきます地震対策事業とは、地震発生を想定した事業を対象とするのか、他の災害対策との区分は、すみ分けはどうされるか、この点についてお伺いします。

それから、第3条、4条でありますけれども、確実な有利な方法とは、どんな方法でありましょうか。基金の交付金の運用について利益を上げてもいいと、利益が上がったら予算計上しなさいと、こういうことであります。この点、基金の使い方につきまして、地震対策と、それから基金の利益を上げてもいいと、その整合性についてお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 湯山議員の御質問にお答えをいたします。

第1条における地震対策事業については、地震発生を対象としたものかということにつきましては、県のメニューによりまして、先ほどの説明にもございましたように、25年度から27年度までの地震発生に対する対策に係る補助事業を前倒しして基金として受け入れるものでございますので、地震発生に伴う対策に対する事業としてメニューが示されておりますので、その範囲において実施するものでございます。

それから、運用基金の処理につきましては、他の基金と同様に、定期預金等、有利かつ安全な方法によって運用をするということで、利息につきましては、他の基金と同様、この基金に編入をするという定めとなっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第9 議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

本案は、平成24年8月、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度を実施するに当たり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく合議制の機関を設置するため、小山町子ども・子育て会議条例を制定するものであります。

この新制度では、全国の各市町村に対し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけているほか、計画への子育て当事者等の意見反映や計画推進に当たっての施策の実施状況等について調査・審議する合議制の組織として、子ども・子育て会議の設置が求められております。

本条例は、8条からなり、会議の設置、所掌事務、組織等について規定しています。

小山町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、今後、会議を開いていくものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第10 議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

平成25年度税制改正による地方税法の改正において、延滞金の割合の特例の見直しが行われました。

その内容は、延滞金の割合について、当分の間の措置として、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合の延滞金については、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合の延滞金については、特例基準割合に年1%を加算

した割合で、その加算した割合が7.3%を超える場合には年7.3%とするものであります。

今回の条例の制定は、この見直しを受け、延滞金の割合を規定している条例の規程を、地方税法と同一にする改正を内容とするものであり、小山町税外収入督促等に関する条例、小山町国民健康保険出産費資金貸付事業条例、小山町後期高齢者医療に関する条例、小山町育英奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例及び小山町介護保険条例が関係条例となります。

また、併せて、小山町下水道事業受益者負担に関する条例の文言の修正を附則において行っております。

なお、施行日は平成26年1月1日とし、同日以後の期間に対応する延滞金について適用します。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第11 議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第71号 小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4億722万6,000円を追加し、予算の総額を97億5,584万1,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの繰越明許費の補正であります。追加の3事業であります。

まず、総務費、総務管理費の公共施設白書等作成業務は、公共施設のストック、利用状況、コストの分析や評価を行い、将来あるべき姿や再配置の必要性についての検討を行うもので、平成26年度にまたがっての検討となるため、繰り越しをするものであります。

次に、民生費、児童福祉費の子ども・子育て支援システム構築等事業は、平成27年4月施行の新たな子ども・子育て支援システムに対応するもので、補助金の関係から、今年度予算に計上する必要がありますが、相当な期間がかかることから繰り越しをするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の防衛施設道路整備事業は、防衛省との協議で、国庫補助金が2か年の債務負担となったことから、平成26年度補助金分の事業費を繰り越すものであります。

次に、6ページの債務負担行為の補正であります。

森林施業集約化推進事業は、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、森林施業集約化計画を作成して森林整備を実施することにより、下層植生の回復を図り、土砂流出被害の軽減を図るため実施するもので、平成25年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、7ページの地方債の補正であります。

光ファイバ網整備事業について、10月に限度額の決定がありました地域の元気臨時交付金を充当することとしたことから廃止するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

はじめに、1款1項1目個人町民税を1,800万円増額しますのは、当初見込みより納税義務者が増加したことによるものであります。

次に、13款2項1目民生費負担金を710万円増額しますのは、他市町からの保育園受託児童者数が当初見込みより増加したことに伴い、増額を見込むものであります。

次に、10ページにかけまして、15款1項1目民生費国庫負担金を1,093万7,000円増額しますのは、障害者自立支援給付費負担金について、障害介護給付費の増額に対して2分の1の1,168万9,000円の増額を見込むものが主なものであります。

次に、同じく2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金を8,991万円増額しますのは、今年度実施された沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練に伴いますSACO分の交付額を増額するものであります。

次に、同じく9目地域の元気臨時交付金を1億7,998万6,000円計上しますのは、国の経済対策として平成24年度補正予算で創設された交付金で、10月25日に限度額の決定がされたことから計上するものであります。

次に、11ページの16款1項1目民生費県負担金を535万円増額しますのは、障害者自立支援給付費負担金について、障害介護給付費の増額に対して4分の1の584万4,000円の増額を見込むものが主なものであります。

同じく2項2目民生費県補助金を189万4,000円増額しますのは、先ほど繰越明許費の補正で説明しました子ども・子育て支援システム構築等事業に対して県からの補助金182万円を増額するのが主なものであります。

12ページの同じく7目消防費県補助金を6,622万4,000円増額しますのは、大規模地震対策等総合支援事業費補助金が緊急地震・津波対策交付金へと変更になったことに伴い、大規模地震対策等総合支援事業費補助金を1,197万6,000円減額するものと、緊急地震・津波対策交付金について

は27年度までの3か年分の交付額8,000万円を計上するものと、コミュニティ助成事業助成金を県補助金から雑入に振りかえるものであります。

同じく10目特別対策事業補助金を679万1,000円増額しますのは、債務負担行為でも説明しました森林施業集約化推進事業の緊急雇用創出事業に対して県から100%の補助をいただくものであります。

次に、17款1項1目財産貸付収入を307万6,000円増額しますのは、東富士演習場貸付料を決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、13ページの同じく2項1目不動産売払収入を262万9,000円減額しますのは、小山町有林整備事業（生土山）委託の減額に合わせて売却収入を減額するものであります。

次に、18款1項1目一般寄附金を2,504万5,000円増額しますのは、須走地域振興のため、須走彰徳山林会様から御寄附をいただく2,412万5,000円が主なものであります。

次に、同じく7目土木費寄附金を115万5,000円増額しますのは、須走地区内の町道4144号線道路側溝改修工事のため、須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、14ページにかけまして、19款2項8目須走地域振興事業基金繰入金を1,412万5,000円計上しますのは、須走口登山道入り口石碑改修、東海グランド整備、須走小学校入り口ベンチ設置工事及び町道4057号線舗装工事の財源に充てるため繰り入れるものであります。

次に、同じく9目緊急地震対策基金繰入金を1,161万2,000円計上しますのは、先ほど消防費県補助金で説明いたしました緊急地震・津波対策交付金のうち今年度実施予定の事業費分を繰り入れるものであります。

次に、15ページの21款5項4目RDFセンター周辺整備受託事業を190万4,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合補正予算第3号に伴う受託収入の増額で、町道2362号線道路改良舗装工事分であります。

次に、16ページにかけまして、22款1項1目総務債を3,810万円減額しますのは、地方債の補正で御説明しましたとおり、光ファイバ網整備事業について、地域の元気臨時交付金を充当することから減額するものであります。

次に、17ページから歳出予算の主なものについて御説明いたします。

はじめに、職員の人件費についてであります。4月の人事異動等により、一般会計全体で908万5,000円増額するものであります。

17ページから18ページにかけまして、2款1項1目一般管理費のうち説明欄（2）一般行政事務費を422万7,000円増額しますのは、町例規集の追録が当初見込みより増加したことにより、例規集を従来の2冊から3冊にしたことによる印刷製本費410万円の増額が主なものであります。

次に、19ページの同じく2目財政管理費のうち説明欄（3）行財政改革推進事業費を279万5,000円増額しますのは、公共施設のストック、利用状況、コストの分析や評価を行い、将来あるべき姿や再配置の必要性についての検討を行い、公共施設白書等作成業務委託料の増額であります。

次に、同じく4目財産管理費のうち説明欄(2)財産管理費を275万円減額しますのは、町有林整備事業として行っている生土山整備事業の今年度の施業対象森林面積を縮小したことによる減額であります。

同じく説明欄(3)基金管理費を2億8,257万1,000円増額しますのは、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練実施に伴うSACO分の交付額を東富士演習場関連特定事業基金に積み立てる8,991万円、須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる2,412万5,000円、静岡県からの緊急地震・津波対策交付金を緊急地震対策基金に積み立てる8,000万円と地域の元気臨時交付金のうち来年度事業の財源とする8,798万6,000円を総合計画推進基金に積み立てるものが主なものであります。

次に、20ページの2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄(4)須走支所管理費を1,112万5,000円増額しますのは、須走地域振興基金を財源として須走口登山道入り口の石碑改修費829万5,000円と須走東海グランドの整備費200万円が主なものであります。

次に、同じく9目諸費のうち説明欄(2)臨時職員福利厚生費を120万1,000円減額しますのは、臨時職員労働保険料を決算見込みに合わせて減額するものであります。

24ページをお願いします。

2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(2)企画調査費を200万円増額しますのは、金太郎計画2020として、須走地域の計画策定を委託するものであります。

同じく説明欄(4)富士山総合施策費を300万円増額しますのは、富士山の世界文化遺産登録を機に富士スピードウェイで富士山世界遺産まつりを1月に行うに当たり、交付金を実行委員会に交付するものであります。

次に、25ページの2款7項3目広域行政組合管理費のうち説明欄(2)広域行政組合管理費を251万2,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の増額で、退職手当の増額が主なものであります。

27ページをお開きください。

3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(3)重度心身障害児(者)援護費を500万円増額しますのは、重度障害者(児)医療費扶助が、対象者の受診件数が増えていることから増額するものであります。

次に、28ページの同じく説明欄(5)自立支援給付費を2,337万9,000円増額しますのは、当初の見込みより利用者が増加したことに伴い、障害介護給付費を増額するものであります。

次に、同じく4目国民健康保険費のうち説明欄(2)国民健康保険特別会計繰出金を263万7,000円減額しますのは、国民健康保険特別会計の補正予算第2号に伴うもので、職員給与費に係る法定繰出金の減額が主なものであります。

次に、30ページの3款2項2目介護保険費のうち説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を464万7,000円減額しますのは、介護保険特別会計の補正予算第2号に伴うもので、職員給与費に係る

繰出金であります。

次に、32ページの3款3項4目子育て支援事業費のうち説明欄（2）子育て支援事業費を756万円増額しますのは、すばしり保育園の支援員を1名追加したことに伴い、臨時保育士賃金を231万5,000円増加するものと、歳入のところでも説明いたしました子ども・子育て支援システム構築等事業委託料519万円の増額が主なものであります。

次に、33ページの4款1項1目保健衛生総務費のうち説明欄（3）救急医療対策事業費を4万7,000円増額しますのは、今年度の御殿場市救急医療センター負担金について、決算見込みに基づき減額するものと、フジ虎ノ門整形外科病院の新棟建設に伴う第2次救急医療施設整備事業負担金184万4,000円であります。

次に、34ページにかけまして、同じく3目健康づくり推進費のうち説明欄（3）生活習慣病予防費を290万円増額しますのは、各種がん検診の受診実績の見込みに基づき増額するものであります。

次に、34ページの4款2項1目環境保全総務費のうち説明欄（3）環境保全費を305万4,000円増額しますのは、消費税改正により住宅の新築及び浄化槽改修が増加しているため、合併処理浄化槽設置奨励事業補助金を増額するものであります。

次に、35ページの4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄（3）広域行政組合RDFセンター負担金を1,294万3,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の増額で、灯油の単価が当初見込みより高額となったこと及び電気料金値上げによるものが主なものであります。

次に、37ページの5款1項3目農業振興費のうち説明欄（3）有害鳥獣対策事業費を30万円増額しますのは、有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、有害鳥獣捕獲に従事するため狩猟免許の取得に要する経費に対し補助するものであります。

次に、38ページの5款2項1目林業総務費のうち説明欄（3）森林整備事業費を679万1,000円増額しますのは、歳入のところでも説明いたしましたが、緊急雇用創出補助金を活用して森林施業集約化計画を策定して森林整備を実施することにより、下層植生の回復を図り、土砂流出被害の軽減を図る委託料であります。

次に、40ページの6款2項1目観光費のうち説明欄（6）観光施設管理運営費を241万円増額しますのは、足柄峠のあずまはや橋の修繕料315万円の増額が主なものであります。

次に、41ページの7款1項1目土木総務費のうち説明欄（2）土木総務費を163万8,000円増額しますのは、路線の認定廃止に伴う更新作業の延長が増えたことから、道路台帳修正委託料を増額するものであります。

次に、43ページの7款2項1目道路橋梁総務費のうち説明欄（2）道路橋梁総務費を690万6,000円減額しますのは、当初見込んでおりました県単独道路整備事業に対する負担金が無くなったことから、700万円減額するものが主なものであります。

次に同じく2目道路維持費のうち説明欄(3)公共施設地区対応事業費を300万円増額しますのは、須走地域振興事業基金を財源として、須走地区要望の町道4057号線舗装工事を実施するものであります。

同じく3目町道整備事業費のうち説明欄(3)清掃センター周辺整備条件事業費を190万4,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴うもので、平成24年度の執行残額で町道2362号線道路改良舗装工事を実施するものであります。

次に、46ページの7款5項1目住宅管理費のうち説明欄(2)町営住宅維持管理費を520万円増額しますのは、南藤曲団地建設を当初の4棟から2棟に変更することに伴い、国への補助金の返還が生ずるため計上するものであります。

次に、47ページの8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を823万円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の減額で、人件費の減額であります。

次に、同じく2目非常備消防費のうち説明欄(3)消防団消防施設維持管理費を1,184万3,000円増額しますのは、地域の元気臨時交付金の事業として消防第3分団車庫詰所の建て替えのための用地取得費963万3,000円、測量設計費200万円が主なものであります。

次に、48ページの同じく5目災害対策費のうち説明欄(2)地震対策費を225万4,000円増額しますのは、J-A-L-E-R-Tの自動起動装置を更新する修繕料251万4,000円が主なものであります。

次に、50ページの9款3項1目学校管理費のうち説明欄(2)中学校管理運営費を100万円増額します主なものは、小山中学校の防火扉等の修繕料などであります。

次に、53ページの11款1項公債費の1目元金及び2目利子につきましては、決算見込みに合わせて補正するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を1,567万円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第12 議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億68万5,000円を追加し、予算の総額を20億1,570万2,000円とするものであります。

はじめに、5ページの歳入から説明します。

5款1項1目療養給付費等交付金を332万2,000円増額しますのは、平成24年度療養給付費等交付金実績報告により交付額が確定し、過年度分の交付金について追加交付を受けるものです。

次に、10款1項1目一般会計繰入金を263万7,000円減額しますのは、保険基盤安定繰入金の額が決定したこと及び4月の職員の人事異動による職員手当等が確定したことにより、一般会計からの法定繰入金を減額するものであります。

10款2項1目国民健康保険保険給付等基金繰入金を1億円増額しますのは、保険給付費のうち療養給付費及び高額療養費の決算見込みにおいて医療費の増加により予算額に不足を生じる見込みでありますので、国民健康保険保険給付等基金を取り崩し繰り入れるものであります。

なお、今回の基金取り崩しにより基金残高は1億5,866万648円となります。

次に、歳出について説明します。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、説明欄（1）職員人件費を189万6,000円減額しますのは、先ほど歳入側で説明したとおり、本年4月1日付の人事異動による人員配置の変更によるものであります。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費、説明欄（2）一般被保険者療養給付費4,969万1,000円の増額及び2目退職被保険者等療養給付費、説明欄（2）退職被保険者等療養給付費2,541万7,000円の増額、同じく5目審査支払手数料、説明欄（2）審査支払手数料28万円の増額、2項1目一般被保険者高額療養費、説明欄（2）一般被保険者高額療養費2,573万6,000円の増額及び2目退職被保険者等高額療養費、説明欄（2）退職被保険者等高額療養費の881万円の増額につきましては、一般被保険者及び退職被保険者の保険給付費が増加傾向にありますことから、決算見込みにおいて予算額に不足を生じることが見込まれるため、国民健康保険保険給付等基金を取り崩し、基金繰入金を財源として増額するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第13 議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第14 議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、議員から発議第9号 「ゴルフ場利用税堅持」のための意見書1件の追加議案が提出されました。

発議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議員提出の発議第9号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1 発議第9号 「ゴルフ場利用税堅持」のための意見書

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 発議第9号 「ゴルフ場利用税堅持」のための意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。6番 梶 繁美君。

○6番(梶 繁美君) ただいま議題となりました発議第9号 「ゴルフ場利用税堅持」のための意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております意見書は、町議会の皆さんの中から、「ゴルフ場利用税堅持」のための意見書の採択を求める声が上がりましたので、議会運営委員会でこれを採択し、案を作成したものであります。

内容は、ゴルフ場利用税の現行制度の堅持を求めるものであります。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案を御覧ください。

意見書第4号 「ゴルフ場利用税堅持」のための意見書

ゴルフ場利用税については、県がゴルフ場利用税として収納した額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付され、小山町においては、平成24年度決算額で2億4,000万円余が交付されている。

このゴルフ場利用税交付金は、現在の厳しい財政状況において、町においては極めて貴重な財源であるとともに、ゴルフ場が所在することにより、道路整備、廃棄物処理、環境対策等の特別な行政サービスが必要となり、これらの行政サービスによる受益は、専らゴルフ場の利用者が享受するものである。

また、ゴルフ場の利用料金は、他のスポーツ施設の利用料金と比較して一般的に高額であり、その利用者の支出行為には十分な担税力が認められる。

以上のような特別な事情により平成元年度の税の抜本的改革において、消費税との税負担の調整を図った上で存続することとされたところである。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金として、ゴルフ場所在市町村に交付され

ており、ゴルフ場関連の道路の整備改良、環境対策等の財政需要に対する貴重な財源となっていることから現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年11月27日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するものであります。

提出者 梶 繁美

賛成者 桜井光一、阿部 司、渡辺悦郎、真田 勝、米山千晴

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

梶 繁美君提出の発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書1件は、関係行政庁に提出します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月3日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

午前11時32分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 梶 繁 美

平成25年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成25年12月3日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	田代 順泰君
税 務 課 長	湯山 正敏君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健 康 課 長	米山 民恵君	地域防災課長	池田 馨君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	相原 浩君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	高橋 裕司君	総務課長補佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 5番 池谷 弘君 6番 梶 繁美君

散 会 午後2時13分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

8番 池谷洋子君

1. がん教育の充実について

1番 高畑博行君

1. ごみ袋の有料化とごみの分別収集等のごみ問題について
2. 介護保険制度改定によって本町の介護環境は後退しないか

5番 池谷 弘君

1. 小山町の町債について
2. 体育施設利用料改定後の状況について
3. 三来拠点「足柄SA周辺」の開発計画について

9番 湯山鉄夫君

1. 新東名高速道路の対応について
2. 内陸フロンティア構想について

7番 込山恒広君

1. 市街化区域内の宅地造成について

3番 渡辺悦郎君

1. 「ホテルの里」づくりの成果（実績）と今後について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、通告順により、順次発言を許します。

はじめに、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は、がん教育の充実について質問させていただきます。

がんは昭和56年以降、日本人の死因の第1位となっています。今や2人に1人ががんになり、3人に1人はがんで死ぬという世界一のがん大国です。それなのに、多くの人は自分ががんになるとは思っていません。それは、基礎的な大事ながんの情報が伝えられていない、知られていないという事実があります。

小学生、中学生、高校生のときからのがん教育が重要であることは言うまでもありません。現在、学校では、健康の保持や疾病予防の観点から、がん予防を含めた健康教育に取り組んでいます。しかし、がんという病気、がん予防論を教えるだけでなく、がんを通じて命の大切さを教える教育の充実が大切と考えます。正しい知識を持たないと、罹患者、がん経験者などに対する偏見や差別にもつながりかねません。

現在、確かにがん対策は前進してきました。女性特有の乳がん、子宮頸がんは早期発見、早期治療に効果を上げ、たばこ対策など生活習慣病の改善やがん拠点病院の整備などが、がんの死亡減少に成果を上げ始めていることなどです。町のがん検診の受診率も高い方ですが、それでも目標の50%にはまだ遠いです。がんに対する正しい認識が必ずしも進んでいるとは楽観できないのではないのでしょうか。

2012年から2016年までの5年間を対象とした国の第2次がん対策推進基本計画でも、現在、実施されている健康教育の観点からのがん教育だけでは不十分としています。私は、学校での質の高いがん教育の授業を期待します。その授業を聞いた生徒ががんになったとき、必ず役に立つと信じます。

こうした実際的な教育で、子どもは親に、「大好きなお父さん、たばこをやめて」とか、「お母さん、マンモグラフィーをちゃんと受けているの」という言葉があれば、更に検診率アップにつながっていくはずです。

今、子供達の周りでも親族ががんで亡くなったり、また子宮頸がんの予防接種などで、がんは身近な問題になっているにもかかわらず、学校における保健の授業では体系化されたがん教育はほとんどされていないのが現状ではないでしょうか。

先月の11月13日、私は町の三世代主張大会があり出席できませんでしたが、富士宮市立西富士中学校において、より良い生活習慣づくり、がん教育の推進の公開授業が行われました。公開授業の概略は、がんについて知り、がん予防のために自分の生活を見直そうと題し、教諭、養護教諭、外部講師に市の保健師が当たり、教材として日本対がん協会制作のDVD、「がんちゃんの冒険」を使用するなどして積極的な取り組みを進めています。

また、生徒たちに事前のアンケートをとっています。例えば、自分ががんとわかったらどんな気持ちだろうとか、大切な人ががんになったら何をしてあげるかといった、生徒の関心事をつかんだアンケートです。そして、次への授業のステップにしています。

教育長、学校が大事です。保健の授業では好ましくない生活習慣は、がんになる確率が高くなることを教えています。しかし、既ががん対策は国策です。がんそのものを学ぶことが必要な状況になっています。小学生、中学生、高校生のときにがん検診や予防の大切さを教えることが、がん対策の最大の啓発活動になると確信いたします。

以上を踏まえ、本町において子どもの命を守るため、子どもの将来を守るために、がん教育の充実、推進をしてはと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 池谷洋子議員にお答えします。

現在、学校では保健体育の授業を中心として、健康教育に取り組んでいるところであります。がんに関することにつきましては、小中学校で喫煙の害について学習するときや、生活習慣病について学習するときに、がんとその予防に対しても理解ができるように授業を行っております。また、個人の健康を守る社会の取り組みの授業の際にも、がん検診について学習することになっております。

更に、町では、幼稚園・保育園から小中学校まで幅広く食を通して、命の大切さやがん予防のための適切な食生活を学ぶ食育を積極的に推進しております。健康な体づくりの基本は食べることにあります。単独方式の学校給食の実施や食育の日における啓発事業、地場産食材の活用促進等を行う食育は、健康教育の重要項目と認識し、取り組んでおります。

がん教育を含む健康教育の現状は、おおよそ申し上げたとおりですが、議員の御質問にあるとおり、国民の多くががんにかかる現状を考えますと、がんについての知識は健康に関する基礎的な教養として必要不可欠であると認識しております。

国のがん対策推進基本計画においても、平成24年6月から子どもに対する教育活動の実施が明記されております。これを受けて、この9月に静岡県健康福祉部から、子どもへのがん教育資材として「がんのひみつ」という副読本の紹介がありました。この本につきましては、来年2月に

電子書籍として無料で閲覧できるようになりますが、町では事前に学校で内容の把握をするため、健康課で購入し、各小中学校に1冊ずつ配付することとしております。

学校における命の大切さについての教育や取り組みについては、本年6月定例会において、阿部議員に答弁しましたとおり、本年度の県教育行政基本方針の第1に、安全・安心な教育環境づくりを推進し、命を守る教育の充実に努めると示されております。町においても、命を守る教育は重点方針の一つであり、道徳や保健体育の授業や、人権教育の場において積極的に取り組んでいるところであります。

国においても、がん教育に取り組むことが必要であるという判断のもと、文部科学省は、公益法人日本学校保健会に、がんの教育に関する検討会を設置し、本年7月に初会合が行われました。

併せて、文部科学省は、がんの教育総合支援事業として、平成26年度予算の要求をしており、先ほどの検討会と連携し、地域の実情を踏まえたモデル事業を全国20か所程度で実施する予定と聞いております。

これらの検討結果を踏まえ、文部科学省及び静岡県教育委員会から、近い将来、がん教育について適切な方針が示されると理解しておりますので、町教育委員会としては、その方針に適切に対応してがん教育に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありませんか。

○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁の中から、2点質問をさせていただきます。

1点目は、小中学校で喫煙の害及び生活習慣病について学習するときに、がんとその予防に対し理解できる授業を行っている。こういうお話でしたが、その学習の中でどの程度生徒が理解されたかどうか、例えば、アンケート調査などは行っているかどうか。

2点目は、命を守る教育は、町において重点方針の一つであり、道徳や保健体育の授業や人権教育の場において積極的に取り組んでいるとのことですが、どのように積極的に取り組んでおられるのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

以上、2件の再質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） それでは、答弁いたします。

小中学校の喫煙、生活習慣の2点につきまして答弁をさせていただきます。小中学校で行われる喫煙、生活習慣病についての指導ですが、この喫煙指導等につきましては、小学生にも中学生にも行っております。実際に、たばこの煙を入れて投影させまして、その一瞬に血流が止まるのか、それからいろいろな形での具体物を示しながら、小学生、中学生に実施しております。

アンケート等ですが、もちろん、その後に感想を書かせております。また、家に帰ったら、おうちでもお父さん、お母さんにお話ししましょうということで、それらを子供達が家に帰って御

両親にお話をしていると思います。

それから、2点目の、命を守る教育についてですが、これにつきましては、小中学校どこの学校も、今は安全・安心ということを目標にしながら、年度初めに全部教育目標の中に入れて、子供達の日々の生活の中に、言葉遣いから始めまして、そして、自分たちが安全に生活するためのことを危機管理から、または人間関係のことから含めまして、非常に網羅的に目標を立てまして、各学校が実践しているところであります。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再々質問。

○8番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

教育長、例えば実際にがんにかかった人の体験、これを聞く場は大変に大切なことだと、私は思います。心と体の葛藤を、じかに触れることができる、また、お医者さんや看護師さんの体験を聞くことも良いことだと考えます。そのような取り組みを、今後、考えてはどうかと思いますが、教育長の見解をお願いいたします。

以上、再々質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再々質問にお答えします。

まさしく池谷洋子議員のお話ありましたように、実際になった方に話を伺うということも、今後は考えていきたいと思っております。今までも、赤ちゃんを大事にする、命を大切にすることということで、妊婦さんに、おなかの大きいお母さんにいらしていただいて、実際に話を伺うとか、そんなことは今までもずっと実践してきておりますので、今後の教育活動の中では、そのような実体験を入れながら、子供達に本当に命の大切さということについては教育活動で実践してまいりたいと思っております。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 今回は、ごみ袋の有料化とごみの分別収集等のごみ問題についてと、介護保険制度改定によって本町の介護環境は後退しないかという内容の質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、ごみ問題に関してであります。

御殿場市・小山町広域行政組合が平成27年4月に予定している可燃ごみ処理施設の稼働開始に向けて、10月16日、小山町ごみ減量等推進懇話会が御殿場市、小山町で統一を予定しているごみの分別区分と指定ごみ袋制度に関する意見書を提出しました。その内容は、ごみの排出抑制などから、指定ごみ袋の導入や、ごみ袋の有料化について賛意を示したもののようです。

町はこれを受け、町廃棄物減量等推進審議会に分別区分などを諮問しました。その答申は、来

年3月に出るということです。

新聞報道等で、これらごみ問題の話題を見聞きしている町民にとって、ごみ袋の有料化の中身と分別収集の推移については、大変関心が高く、心配する声も多く耳にします。そこで、現在、町が考えているごみ政策の基本的考えや、ごみ袋の有料化とごみの分別収集等について質問いたします。

まずはじめに町長にお伺いします。いわゆるごみ政策といっても大変広い範囲に及びますが、RDFの今までの焼却施設並びに今建設中の可燃ごみ施設やリサイクルセンター等の問題まで広げると、議論は際限ないので、それらは別の機会に譲り、今回は、今まで小山町が進めてきたごみの回収方法等を中心に、町が考えているごみ政策の総括と将来展望について、町としての基本的な考えについて伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

今までのごみ政策の総括と、将来展望についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定によると、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされております。

本町では、長期的視野に立った一般廃棄物の基本方針に基づく排出抑制、資源化、収集運搬、中間処理、最終処分等の計画からなる小山町一般廃棄物処理基本計画を平成6年に策定しました。

計画策定後、国が平成13年1月に社会の物質循環の確保・天然資源の消費の抑制・環境負荷の低減による循環型社会の形成を目指し、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を定めた循環型社会形成推進基本法を施行しました。

その後も、国は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動から来るごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、容器リサイクル法に代表される各種リサイクル法制度を整備し、これを契機に、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理についての取り組みが一層重要となりました。

また、静岡県では、平成18年3月に、循環型社会の形成を目指すための3R運動及び適正処理の推進を図るために、静岡県循環型社会形成計画を策定いたしました。

町では、平成6年に策定した基本計画のもと、可燃物、不燃物、資源ごみの分別収集を行い、ごみの減量化を推進してまいりましたが、ごみの発生量の減少までは至っておらず、不法投棄の増加・悪質化も問題となっております。

このような状況を解消するため、ごみの分別排出を徹底していくとともに、ごみの減量化と資源としての再使用・再利用を図る3R運動を広く展開し、町民一人一人がごみの減量について真剣に考え、行動し、環境への負荷が少ない循環型社会を目指す指針として、平成19年3月に町の基本計画を改定いたしております。

その後、平成24年3月に新たな法や社会情勢に適合しつつ、より一層ごみの排出抑制と適正処

理、リサイクルの推進等を徹底するために、再度、基本計画の改定を行い、取り組んできたところであります。

現在、平成27年4月から運用開始が予定されております新ごみ処理施設の稼働に合わせ、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度を小山町と御殿場市とで統一していく方向で、町民で構成するごみ減量等推進懇話会での意見聴取を行い、意見書をいただいております。今後、廃棄物減量等推進審議会への諮問も予定をいたしております。

今回の新ごみ処理施設の稼働に合わせた制度の改正を良い機会と捉え、町民・事業者・町が相互に連携し、自助・共助・公助という考えのもと、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的、計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をさせていただきます。

まず、新しいごみ処理施設の稼働に合わせて、指定ごみ袋の導入と有料化については、御殿場市との連携、調整を図りながら進めているのでしょうか。それとも、小山町独自で検討をしている部分もあるのでしょうか、伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 指定ごみ袋の導入と有料化について、御殿場市との連携、調整を図りながら進んでいるのかについてであります。指定ごみ袋制度の導入は、両市町が統一することを前提に検討を進めていることから、これまで事務レベルでは、御殿場市、御殿場市・小山町広域行政組合を交えて調整を図ってきております。また、両市町のごみ減量等推進懇話会においても、合同で神奈川県藤沢市や裾野市への視察を行い、認識を同じにいただいております。更に、両懇話会での意見等につきましても、事務局を通して情報提供を相互に行ってまいりました。

今後につきましては、先ほど高畑議員、廃棄物減量等推進審議会に諮問をしたという発言でありましたが、これから町長が廃棄物減量等推進審議会に諮問をし、この審議会の中で検討を行っていただき、来年3月には町長へ答申をいただく予定となっておりますということで御理解をいただきたいと思います。

答申をいただいた後に、御殿場市とは収集方式の違いがありますが、御殿場市と調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 3R、リデュース、リユース、リサイクル運動の考えのもとで、循環型社会を目指す方向で基本計画の改定も行ってきたという町長答弁もありましたが、小山町と御殿場市は、それぞれ独自の懇話会や審議会を設けて意見を聞いています。直近で出たそれらの意見書の内容を比較すると、微妙な違いがあるように思うんです。今後、それらの違いについては、調整しながら、統一化の方向を探るという考えでいいのでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 議員御指摘のとおりでございます。

○1番（高畑博行君） 次に、今回出された懇話会の意見書では、ごみ袋の有料化については、排出量単純比例型の意見が多く、容量45リットルで1枚30円という案が出されているようですが、その設定金額の算出根拠について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 指定ごみ袋の設定金額の算出根拠についてであります。

制度導入の効果が発生抑制を推進し、減量化を促進すること、費用負担の公平性を確保すること、将来的な運営を考えた際に、費用負担が少ない制度とすることから、懇話会では排出量単純比例型の意見が多く出されております。

また、容量45リットルで1枚30円という案の算出根拠であります。全国市の有料化実施団体で排出量単純比例型を採用している414市の状況では、大袋1枚の価格は20円台が14.7%、30円台が22%、40円台が23.2%、50円台が13.3%となっており、20円台から50円台での実施状況の計は73.2%と大半を占めております。

また、この金額水準で家庭ごみの排出量の翌年度の減量効果を見ますと、10円から20円台では4.1%の減、30円台では12.9%の減、40円台では12.2%の減、50円から60円台では14.3%の減、70円以上では17.2%の減と、金額水準が高いほど減量意識が働いているという統計もあります。このようなことから、懇話会におきましては、容量45リットル、1枚30円という意見が多く占めたところであります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 今現在、それぞれのお宅でごみを出す際、その袋はスーパーのレジ袋を利用する場合がありますが、スーパーマーケットや量販店などで購入したごみ袋を多くの方が利用しています。その袋は、枚数や厚さで料金は異なりますが、1枚当たりに換算するとどれくらいだと認識されているのでしょうか。どなたでも結構ですので、お願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） ただいま、1枚当たりという金額につきましては、今回の検討の中では調査をいたしておりませんので、この席で幾ら当たりという金額を申し上げることはできません。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 私が近隣のスーパーマーケット等を回って調査した結果ですと、一番安いものは1枚4円を切って3円台から、高い袋は1枚15円程度のものまで、幅が広いです。

ところで、小山町が平成25年2月から3月にとったアンケート調査の結果が、4月の議員懇談会で報告されました。それを見ると、指定ごみ袋制度の導入と有料化についての質問（問7）で、有料化の是非は有料化として販売する指定ごみ袋の金額によると答えた回答が49%を占めていま

す。町は、アンケートの結果から、64%の賛同が得られたと分析していますが、有料化した方が良いという15%と金額によるという49%を合わせた64%を賛成者と判断しています。

しかし、指定ごみ袋の金額によると答えた49%の方は、全面的に賛成しているわけではないのではありませんか。金額によっては反対だとも受け取れるのではないのでしょうか。45リットル30円という金額は、これらの方々に受け入れられるとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 45リットル1枚30円の金額は受け入れられるのかについてであります。仮に可燃、不燃ごみの大袋45リットルを30円と設定した場合、可燃ごみ袋の使用枚数を1週間に2枚で52週といたしますと、年間約104枚となります。また、それに不燃ごみの使用枚数を一月1枚として年間計12枚で、その合計が116枚であることから、年間指定袋の負担金額は3,480円となります。これを一月当たりの負担に換算をいたしますと290円となり、1日当たりの負担で申し上げますと10円弱となります。

先ほどの答弁で申し上げました全国の傾向を考慮しても、御理解いただけるものと考えておりますが、最終的には廃棄物減量等推進審議会において御意見をいただき、その御意見をもって御殿場市と協議をして決定していきたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 住民感覚からすると、指定ごみ袋は印刷代もかかるので、今まで購入して使っていた袋の料金より、1枚当たりの単価で若干高くなるのは仕方ないという発想はあると思います。

しかし、その値上げ幅が7倍から8倍、更に10倍となると、住民は素直に納得できないと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 金額の決定については、先ほども申し上げましたが、審議会の答申をいただき、その後、御殿場市と協議をし、決定していく予定でありますので、現時点では金額について幾ら幾らと申し上げる状況にないということをお承知おきいただきたいと思っております。

今回、町の懇話会からの意見である45リットル30円という金額については、先ほど申し上げました全国統計等から見ますと、多くの方には受け入れられていただけのではないかと考えておりますけれども、住民の皆様には丁寧な説明を実施する必要があると考えておりますので、広報おやまへの記事掲載のほか、説明会の開催、パンフレットを作成し配付などを予定しており、住民の皆様の御理解を得られるように事務を執っていきたくと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） もう一つ、実施したアンケートの判断について質問します。

指定ごみ袋の金額によると答えた方49%を全て賛成と判断した仕方は、ちょっと強引過ぎませんか。これは統計処理上の問題です。文脈から、どちらともとれる回答の扱いについては、統計

上は極めて注意しなくてはなりません。指定ごみ袋の金額によると答えた方が、金額によっては反対だと判断するなら、純粋に反対と答えた27%の方と合わせて76%の方々が反対だとも読み取れます。今、振り返ってみて、このアンケートの聞き方や数値の処理方法は本当に適切であったと考えているかどうかお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 金額による方というのは、有料化は反対ではない方と判断することは当然のものと考えております。

ただ、金額という限定付きの賛成だということは当然承知をしなければならないというふうに思っております。アンケート結果の公表時には、回答ごとの率を掲載してありますので、アンケート処理は妥当のものだと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） ただいまのアンケートの処理は妥当だということですが、私は統計の専門家にきちんとやっぴりそこは聞いていただきたい。こういう設問で、両方とれるような設問の設定はどうかということ、今後も確かめていただきたいなというふうに思います。

ごみ袋の料金については、極めて微妙な反応があるはずですが、アンケートで既に1回聞いたのだから、もういいだろうと。後は審議会の答申を受けて考えればと、もしお考えなら、それはいかなものかなというふうに思うんです。まだ時間があるわけですから、曖昧な設問の表現でなく、1枚どの程度の値段なら納得できるのか、具体的に町民に2度目のアンケートをとる作業を挟むべきではないのか、そういうふうに考えますけれども、その考えはありませんでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 最終的には御殿場市との協議というものもありますし、そのようなことを前提に考えますと、再度のアンケートの実施については考えておりません。

以上であります。

○1番（高畑博行君） では、料金の問題はそこで打ち切りまして、次の質問です。

赤ちゃんや高齢者の紙おむつや剪定枝、雑草類などは別扱いで無料とする案もあるようですが、生活弱者や子育て世代等に配慮するという点についてどう考えているかお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 生活弱者等に配慮するという点についてであります。ごみ減量等推進懇話会においても同様の意見が出ておりますし、他市でもそのようにしてある部分がありますので、今後、開催を予定しております廃棄物減量等推進審議会においても意見をいただき、また、関係各課とも協議をしながら検討をしてまいります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 生活弱者への配慮という点から考えた場合、生活保護世帯への費用負担の軽減という点はどうか。また、高齢者世帯などへの声かけ回収運動の推進などの考えは

ないか、2点伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 生活弱者への配慮での検討の中で、生活保護世帯への配慮も検討することに、当然なると考えております。

また、声かけ回収運動については、住民福祉という観点からの検討課題と思いますので、福祉担当部門とも協議しながら、生活弱者対策での検討の中で、研究、検討をしたいと思っております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） ごみ問題を検討するとき、まず前提として、ごみの減量化と分別収集があると思いますが、有料化すればすぐ減量化に直結するというものではありません。現に御殿場市は制度改革した当初はいったん減量化の方向に動きましたが、チケット配付による条件つき有料化に移行した現制度では、すぐにもとに戻ってしまい、大幅減量化には結びつきませんでした。

では、具体的にどういう減量化策や分別の拡大、分別収集の徹底の案を本町では持っているのか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） まず1点、今の高畑議員の発言の中の、御殿場市の関係でありますけれども、素直に有料化したときにはぐんと下がりましたが、すぐチケット制度で、私の家庭なんか、ほぼそのチケットで全部賄ってしまうので、減量化、いわゆる完全な有料化とは違いますが、まず、その辺は御承知されていると思っておりますけれども、大量減量化に結びつかなかったのかなという御殿場市の例は考えております。

減量化策や分別収集についてでありますけれども、今年の10月から始めました古着回収のように、順次処理の受け入れ先等を検討しながら分別回収の拡大等を、今後、図っていきたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 小山町が行った古着回収ボックスの設置も、資源リサイクルの点で大変有効な方法だと私も評価します。

ただ、この際、可燃ごみからトレーなどを分けて、トレー類はそれ自体分別回収すれば、スーパーなどの食品を購入した際ついてくるトレーが別枠になるので、可燃ごみの量はグラムはそう変わらないと思いますが、がさは大きく変わるというふうに思います。ですから、まずトレーの分別、更には、今以上に金属類、小型家電、発泡スチロールなどの分別の徹底を図ることで、一層の資源化を進めていったらどうでしょうか。そこのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 先ほども分別収集については、今後拡大をしたいと考えております。特にトレーの拠点回収の関係でありますけれども、いわゆるどうやって収集していくのか、どこ

で集めるのかと、今後検討課題は多いわけですが、検討に値するものと考えておりますので、研究、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、ごみ問題の最後の質問です。

祝日回収や、きれいな集積所の推進を通して、きれいなまちづくりを目指す必要性も重要だと考えるのですが、その点はどうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 祝日回収についてであります。受け入れ先である処理施設の稼働が前提となることから、御殿場市・小山町広域行政組合での議論を待ちたいと考えております。

次に、きれいな集積所の推進であります。集積所については各地区で管理していただくものでありますので、現在も小山町廃棄物減量等推進委員や各地区の皆様のお力添えをいただき、その維持に努めております。

先ほど、町長答弁の中で申し上げましたが、自助・共助・公助という考えのもと、住民皆様のお力を得るため、今後も啓発を行ってまいりたいと思います。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 回収日が祝日に当たると、集積所はごみの山になります。そこで、カレンダーをにらみながら、ごみがあふれる心配の日は、祝日でも回収する方向で、御殿場市とも併せて検討してもらえないか、改めて伺います。

また、ごみ集積所、いわゆるごみステーションも、カラスや犬、猫からの被害に遭わないように、簡単な網ではなく、かご設置の推進と補助金の支給などの方策はできないのか、この2点、伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） まず祝日回収の関係であります。これをまず実施するには、受け入れるための費用、つまり広域行政組合での人件費や光熱費が生じますことや、御殿場市や広域行政組合との協議がありますので、今後の課題ということで御理解を願いたいと思います。

続きまして、ごみステーション整備補助の新設についてでありますけれども、集積所の設置主体につきましては、ごみに対する住民意識や集積所の維持等を考慮し、地元区としております。集積施設を設置する場所を確保することが困難な区もあります。また、場所を確保できないので、短時間の設置という区もあります。このようなことから、補助金の新設については、現在のところ考えておりません。

以上であります。

○1番（高畑博行君） まだまだこの先、御殿場市とも細かな調整が必要だと思っておりますが、小山町民、御殿場市民の圧倒的多数の方々がお納得するごみ袋の有料化と分別収集になることを願ひまして、ごみ問題に関しての質問は終わりにさせていただきます。

次の質問に移って、議長、よろしいでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） どうぞ。

○1番（高畑博行君） それでは、次に、介護保険制度改定によって本町の介護環境は後退しないかという質問に移らせていただきます。

創設から13年を迎えた介護保険、国は現制度の見直しの具体的な内容を発表しました。特徴的な点は、要支援1、2は介護保険給付の対象から外す点や、特養への入所は要介護3以上に限る点、所得によって利用料を2倍に引き上げる点などでした。

ところが、11月13日付の新聞報道では、その大幅見直しを発表しました。それによると、要支援1、2の人、これは全国で約150万人いると言われますが、この方々のホームヘルパーによる訪問介護と利用者が施設に通う通所介護を保険サービスから外し、自治体事業に丸投げしようとしています。

要支援者の保険サービスを全て廃止する当初方針は、反対世論の前に撤回しましたが、要支援者の主要サービスである訪問介護と通所介護の保険外しは強行する態度です。これは高齢者の尊厳と生活を壊す重大な制度改悪です。2017年、平成29年末までに市町村事業に移行するとはいうものの、今回の改定が現実のものになるなら、本町としてもものんびり構えてはられないはずで

す。

そこで、町長並びに担当部課長に質問いたします。まず、町長に質問します。今回の厚生労働省の改定案を受け、実際の制度改定はまだ先とはいえ、本町としては介護問題にどう対応していくのか、基本的な考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

介護保険制度の改正案を受け、町としてどう対応していくのか、基本的な考えについてであります。

御質問の介護保険制度の改正につきましては、国や県からの正式な文書通達はなく、現時点で確認しております内容は、本年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書と、これに伴った新聞報道等の情報だけであります。

このため、今後の社会保障審議会などでの審議を経て、法律改正等が行われるものと考えておりますが、現在も審議中であり、不確定な状況を踏まえての答弁となることを御理解願いたいと思います。

報告書によりますと、今回の制度改正は、我が国の年金、医療、介護などの社会保障給付の総額が、今や年間100兆円を超える水準となっているため、制度の持続可能性が問われるようになり、仮に制度が行き詰まることとなれば、全ての国民にとって大きな不利益になると報告をされております。

このような事態を防ぐための制度改正として、既存の社会保障の安定財源を確保するために、

給付の重点化及び効率化の検討をする必要があり、給付に見合った負担を確保せず、その負担を将来の社会を支える世代に先送りすることは、社会保障の持続の可能性や世代間の公平性の観点からも、速やかに解消し、次世代を担う者の負担が過大とならないようにすべきであるとしております。

介護保険の制度改正については、国政レベルでの問題でありますので、改正の是非については差し控えさせていただきます。

しかし、高齢化の進展による要介護認定者の増加に伴い、介護保険特別会計の運営は厳しくなるものと考えますが、町内の高齢者の皆様が、できるだけ身近で介護サービスを受けられる環境が必要であると考えております。そこで、現在、第5期介護保険事業計画に基づき、北郷地区及び足柄地区において、介護老人保健施設の整備等を進めているところであります。

今後、国の検討経過を注視しながら、町民への介護サービスの拡充について、万全を尽くしてまいりたいと考えております。

基本的な考えについては、以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

具体的な質問は、休憩の後、お願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（高畑博行君） それでは、具体的な質問の中で、詳しくお尋ねしていきたいと思っております。

まず第1点目の質問ですが、今回示された案は、市町村事業に移行するサービスを訪問介護、ホームヘルプサービスと通所介護、デイサービスに絞り込む修正案のようですが、本町では、もしこれらのサービスを町に丸投げされた場合、その見通しはどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議員御指摘の制度改正の内容につきましては、現時点では社会保障制度国民会議の報告書及び新聞報道等による内容を確認しておりますが、要支援の1及び2の方が給付の対象から外れ、介護予防に係る訪問介護と通所介護が市町村に移行された場合には、地域支援事業の活用により、既存のサービス事業者等の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 地域支援事業の活用により、既存のサービス事業者の協力を得ながら対応するという回答ですが、見通しとしては、本町としてはこれらのサービスを町の事業に移行されたとしても困ることはない、今まで同等レベルのサービスは確実に確保できると考えておられるのか、改めてお尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議員御質問の点につきましては、本年11月25日に厚生労働省は、要介護度が低い要支援者向けにガイドライン、いわゆる指針を作成し、2014年3月改正予定の全国担当課長会議などを通じて、順次ガイドラインに記載する事項の情報を提供し、事業移管がスタートする2015年度までにガイドラインを完成する予定であると、官庁速報等で確認しております。

ガイドラインには、全ての市町村が要支援者へのサービス提供を効率的に行えることを目標とすることを明記するようであります。その上で、これまで市町村が独自に介護予防に取り組み、要介護認定率の抑制に成功したケースなど、他市町村の参考になる先行事例を掲載する予定であります。また、この先行事例については、できるだけ詳細な解説を盛り込む方針であり、各市町村が適切に実施できるよう配慮されると聞いております。このため、本町といたしましても、今後、国から示されるガイドラインに基づき、要支援者へのサービスを確保してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 次に、地域支援事業は、市町村の裁量任せで、人員や運営の基準がありません。また、担い手についてはボランティア、NPO、民間企業などを活用と、最終報告案には示されていますが、本町においてはそれらの担い手の可能性はあるのかお聞きいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議員御指摘のように、地域支援事業は要支援及び要介護認定を受けていない地域の全ての高齢者、第1号被保険者を対象に、要介護・要支援状態になることを予防したり、要介護・要支援状態となった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業であります。

地域支援事業は、介護サービスや介護予防サービスと並び、介護保険制度の3つの柱の一つであります。地域支援事業の具体的内容としては、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業の3つの事業がありますが、担い手につきましては介護予防サポーターの育成をはじめ、既存のサービス事業者の協力により対応できるものと考えております。

また、地域においても介護資格を有した方が民家を活用したミニデイサービスの活動を行っておりますので、今後、こうした方々の御協力も視野に入れながら検討し、議員御指摘の人員や運営基準等の取り扱いにつきましては、国・県からの通達等に基づき決定してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 小山町でもボランティアによる民家を利用したミニデイサービスの実践も始まっていることは承知しております。私も見学に行き、一緒に昼食までごちそうになった経験もあります。近い将来、北郷、足柄にそれぞれベッド数100床の老健施設ができますが、こうい

う大きな施設でのサービスも期待できるでしょう。しかしながら、社会全体が高齢化の時代を迎える中、ボランティアさんなど、ごく身近で隣近所の共助的な介護の助け合いも必要なファクターだと考えるのですが、その点はどうかお考えでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 社会全体が高齢化の時代を迎え、介護に係るボランティアの方々の支援による隣近所の共助は重要なファクターであると考えております。

このため、介護予防サポーターの育成や、隣近所の共助となる活動への公助としての支援をどう進めていくかは重要であります。この問題につきましても、今後、国から示されるガイドラインを参考に、先進地の事例に基づいた支援を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） ただ、民間のボランティアですと、町からの支援は受けられません。それらの方々が法人化を進め、法人として登録してもらえれば、町から委託するという関係も出てくると思います。そうすれば、それらの方も運営費の捻出の上で助かるはずですよ。ですから、町はそれらの善意で取り組んでくださる志ある方々を育て、組織化していくという方向でも努力してもらいたいわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議員御指摘のように、介護に係る民間ボランティアの方がNPO等非営利活動団体等の法人として登録された場合におきましては、町からの委託事業等による支援は可能であると考えます。このため、活動されているボランティアの方とも協議を重ねているところであります。現在は生涯学習課と連携をし、NPO支援室の支援により、法人化に向けた具体的な検討をさせていただいているところであります。

また、NPOとして法人化された場合には、介護予防サポーターの育成をはじめ、地区単位での地域支援事業の展開方法や委託事業のあり方について協議し、支援をしてみたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 次の質問です。国が示した当初案では、特養ホームに入所できる人は、要介護3以上に限定され、要介護1、2の人は入れなくなります。現在、本町では要介護1、2に該当する人は何人おられるでしょうか。また、1、2でも個別の事情で特養に入っておられる方はおられるはずですよ。それらの人数は何人でしょうか。また、将来、特養から締め出された場合の受け皿についてどうかお考えになっておられるかお聞きいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 要介護1及び要介護2の方の数であります。平成25年10月31日現在で、要介護1の方が158人、要介護2の方が204人です。

また、特別養護老人ホームに入所している要介護1及び2の方の数につきましては、平成25

年9月のサービス利用者では要介護1の方が14人、要介護2の方が17人の合計31人が利用されております。

また、現在、特別養護老人ホームに入所する際には、優先入所基準というのがございまして、要介護度が高いこと、また、家庭における家族での介護の状況の2つがあります。この基準は今後も残るものと推察しておりますので、制度の改正後も入所を希望される対象者の状況によるものと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 確認になってしまいますけれども、ということは、制度改正後も一律に要介護3以上とそれ未満で単純に境界を設けず、介護環境の状況判断で入居の可否が判断されるであろうと推測してもいいと考えていいのでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 特別養護老人ホームへの入所の要件が要介護3以上になるのかについて、また、現在、特養が入所の際に用いております優先入所基準の一つである家庭での介護の状況が改正後も残るか否かについて、先ほど、あえて推察という言葉を使わせていただきましたように、この改正は国が行うものであります。現段階では正式な通達が届いておりません。したがって、残念ながら確約はできるものではありません。

ただ、国の社会保障審議会関係の閲覧できる情報の中に、特別養護老人ホームの入所者を原則要介護3以上に限定するといった文言があったことと、また、介護の業界関係者等の情報などから、柔軟な対応がなされるものと予測し、確定ではございませんが、推察という言葉を使わせていただきましたので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、最後の質問です。介護保険の利用料は、制度開始以来1割ですが、一定以上の所得によって、利用料を2倍に引き上げるとも言っています。年金収入280万円か290万円のいずれか、夫婦なら359万円か369万円が目途だそうです。これは全国的に見ると、65歳以上の約3,000万人の2割程度が対象だということですが、本町ではどうでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 利用者負担につきましても、現在審議中ではありますが、本年11月1日現在、本町で65歳以上の年金収入が280万円以上の方は402人で、65歳以上の人口4,938人の8.1%に当たります。

また、290万円以上となりますと329人で、65歳以上人口の6.7%という状況であります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 全国平均と比較すると、本町ではその割合が、今の回答では低いことがわかります。また、私は年金収入だけで介護保険の利用料の割合を区分することには疑問を持って

います。なぜかといえば、年金以外の不動産所得や金融資産が極端に多くても、国民年金の収入だけが低ければ、利用料は1割でいいという国の線引きは不公平です。その点はどうかお考えでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 利用料が1割になるのか2割になるのかを、単に年金収入だけをもって、これを尺度とすることになりますと、御質問にありましたように、年金は少ないが給与や報酬が多い方や、あるいは年金は少ないが不動産収入がけた違いに多い方が1割負担となるかなど、不公平感を抱く方が出てくるのは予測をしております。

ただし、現段階におきまして、一定以上の所得がある人については2割負担してもらうことが必要とされているものの、具体的な所得基準は示されておりません。制度改正の状況を注視しながら、法律にのっとり保険運営に努めていくことが市町村の取る立場であると認識をしております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 介護保険制度の改定で、介護を取り巻く環境が大きく変化する問題でも、小山町に住む高齢者の方々が、小山に住んでいてよかったと思えるような中身になってほしいと切に願いながら、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 本日は3件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、小山町の町債についてであります。

財務省発表で2013年9月末で国の借金が1,011兆1,785億円となり、国民1人当たり約794万円の借金になり、2013年度末には1,107兆円に達することになり、日本の財政再建は緊急の課題と認識されております。

この小山町でも、ホームページの借金時計によると、11月9日現在、総会計での町債は96億9,000万円余りで、町民1人当たり48万円余りとなっております。

今後、小山町では内陸フロンティアや新東名関係の町道建設、山地強靱化等、新規事業もめじろ押しの中、ゴルフ場利用税の廃止も検討されているとの状況で、小山町の将来を見据えたときに、緊急に財政の健全化が必要であると考えますので、当局に以下の質問をいたします。

小山町の町債低減のための目標値、施策について。

2番目としまして、借金時計に今後の目標や施策を追加記載し、町民の理解、協力を得ることについて。

次に、2件目は、体育施設利用料改定後の状況についてであります。

本年7月から体育施設利用料金を改定いたしました。体育施設は健康管理する上で多くの人に利用されることが望ましいと考えます。特にパークゴルフ場は、高齢者の利用も多く、平成23年7月は904人、24年7月は747人と1日当たり40人程度の人たちに利用されておりましたが、例え

ば設備がすぐれている御殿場市の樹空の森や山北町のパークゴルフ場の料金が安い等の理由で、利用者が減少したと聞いております。小山町のパークゴルフ場で働いている人たちも、多くの人たちにプレーをしていただきたいと心から望んでおります。

そこで、料金改定後の利用状況について、以下の質問をいたします。

1 点目としまして、料金改定後の予想収入と現状収入に差があるのか。

2 番目といたしまして、利用者数を定期的に把握しておるのか。

3 番目として、収入に大きな見込み違いがあった場合の対応について。

4 点目、利用料の上限は決めるが、状況に柔軟に対応していくために、指定管理者が例えば上限を超えない利用料設定をできるようにする等のお考えがあるのか。

次に、3 件目でございます。3 件目は、三来拠点「足柄サービスエリア周辺」地区の開発地域についてであります。

三来拠点、足柄地区、周辺地区の開発計画は、ほかの2 拠点である小山PA周辺地区や湯船原地区に比べ遅れているように感じております。足柄サービスエリアは既に設置されており、大変なにぎわいを呈しておりますし、足柄スマートインター設置についても、以前より検討されております。このため、スマートインター設置等は他の2 地点の開発よりも早いと考えております。

この足柄サービスエリア周辺には、町有地やアウトレットもあり、世界文化遺産になった富士山も展望することができ、将来、発展が大いに期待されます。

そこで、以下の質問をいたします。

足柄サービスエリアスマートインターの設置の現状と今後の予定について。

足柄サービスエリア周辺の三来拠点づくりの計画と今後の予定について。

以上、3 件について当局のお考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、小山町の町債についてのうち、小山町の町債低減のための目標値、施策についてであります。

まず、町債は、財源の不足を補填するために借り入れを行っている、いわゆる赤字国債と違い、単年度の財政負担を後年度に平準化することで、計画的な財政運営と、町債により整備する公共施設等の便益を受ける後年度世代の方々にも費用の負担をお願いし、世代間の公平を保つことを基本として借り入れを行っているものであります。

しかし、将来世代への負担が過大となってしまうことは、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなってしまいますので、適債性を見極める必要があります。

そこで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、将来負担比率の指標の算定をし、9 月定例会で平成24年度決算値の報告をさせていただきました。この指標は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であり、一般会計等が背負っている借金

が一般会計等の標準的な年間収入の何年分かがわかるものとなっております。

本町の将来負担比率は111.8%で、昨年度指標113.7%から1.9ポイント減少しております。

第4次総合計画では、この指標を平成27年に90%以下にすることを目標としており、その目標値に近づけるために、本年3月には中期財政計画を策定し、議会に説明をさせていただいたところであり、起債の借り入れにつきましては、適債性を見極め、後年度世代への負担が過大にならないよう計画をまいりたいと考えております。

次に、三来拠点「足柄サービスエリア周辺」の開発計画についてのうち、足柄サービスエリアスマートインターチェンジの設置の現状と今後の予定についてであります。

本町の第4次総合計画の中では、東名高速道路足柄サービスエリアのスマートインターチェンジを交流拠点として位置づけております。

スマートインターチェンジの設置に当たっては、関係する市町が発意者となり、国土交通省、中日本高速道路株式会社、県、地元市町等で構成する協議会を設立する必要があります。

現在、国土交通省、御殿場市及び小山町とで協議会設立に向けて調整を重ねているところでございます。

次に、足柄サービスエリア周辺の三来拠点づくり計画と今後の予定についてであります。

こちらは、総合特区事業ではありませんが、富士のふもとに三来拠点事業の一環として、去る11月28日にふじのくに内陸フロンティアプロジェクト顕彰制度の中で静岡県知事から褒賞していただいております。

事業の内容といたしましては、スポーツ・健康で創る着地型観光「小山ニューツーリズム」計画による足柄サービスエリア周辺約30ヘクタールの開発ということで、地元地権者や関係機関と協議を進めております。

今後は、内陸フロンティアの総合特区事業と歩調を合わせながら、御殿場市・小山町広域行政組合のRDFセンターの跡地利用も含め、検討してまいりたいと考えております。

この後、小山町の町債についてのうち、借金時計に今後の目標や施策を追加記載し、町民の理解・協力を得ることについての御質問は企画総務部長から、体育施設利用料改定後の状況についての御質問は教育長及び生涯学習課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 小山町の町債についてのうち、借金時計に今後の目標や施策を追加記載し、町民の理解・協力を得ることについてであります。

借金時計は、ホームページ上で町の借金残高が時間とともに刻々と変わっていく様子が一目でわかるように表示したものとなっております。

町民の皆様は町の財政状況、町債残高の状況をわかりやすく伝える手段の一つとして導入したものであります。議員の御提案につきましても、町民の理解・協力をより得るためにも、今後検

討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 池谷 弘議員にお答えします。

体育施設利用料改定後の状況についてのうち、指定管理者による利用料金の設定についてであります。

利用料金については、小山町体育施設の設置及び管理に関する条例に規定する使用料の額を上限とし、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとなります。しかし、合理的な理由がない限り、条例で定める使用料の額が適正な利用料金と考えております。

また、本年7月からの使用料改定については、小山町行財政改革推進審議会の答申を受け、受益者負担の原則、共通的な使用料算定方法の確立、減免基準の見直しを基本方針とし、行いました。

このため、指定管理者による利用料金の設定については、これら政策との整合性を図りながら検討していく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 体育施設利用料改定後の状況についてのうち、はじめに料金改定後、予想収入と現状収入に差があるかについてであります。

料金改定後の予想収入額ですが、料金改定により、1件当たりの利用料収入は増えますが、利用率の低下も予想されており、体育施設全体では前年度並みを想定しておりました。

しかしながら、NPO法人小山町体育協会を指定管理者としている9体育施設における料金改定後の7月から10月までの4か月の収入について、前年度と比較しますと、昨年度が287万7,080円、今年が280万3,860円で、7万3,220円、率では2.5%の減額となっております。

このうち、議員御指摘のパークゴルフ場1施設で見ますと、昨年の7月から10月までの収入163万250円に対し、今年が114万7,420円で、48万2,830円、率では29.6%の減額となっております。

これに対し、パークゴルフ場を除く8体育施設は、昨年の収入124万6,830円に対し、今年が165万6,440円で、40万9,610円、率では32.8%の増額となっております。

次に、利用者の数を定期的に把握しているかについてであります。

体育施設の利用者数は指定管理者であるNPO法人小山町体育協会から毎月報告を受け、定期的に把握しております。

次に、収入に大きな見込み違いがあった場合の対応についてであります。

小山町体育施設の管理運営に係る基本協定に、町の政策によるものは町の責任、また、市場の変化による利用者数の減少に伴う収入の減少は指定管理者の責任と定めております。多額の減収となった場合は、その原因を検証し、指定管理者と協議して対応することとなります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。

○5番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

2件ありますけれども、まず1件目の、体育施設利用料改定後の状況について、このうち2点ほど質問させていただきます。

指定管理者制度を採用したのは、指定管理者の責任や工夫で、この小山町町有施設が活発に利用されることが期待されるということもあると思います。今後、条例等で決定した施設利用料を上限として、指定管理者の努力により、それ以下で施設利用料を設定していくことができるようにしていくようなお考えがあるのか伺います。

2点目といたしまして、体育施設の管理運営で多額の減少があった場合は協議して対応するとありますが、この協議するための、減少したときの目安は大体どのようなものなのか、お考えがありましたら伺います。

次に、足柄サービスエリア周辺地区の開発計画についてでありますけれども、いろいろ今検討をされているという話でございしますが、これの全体構想図の発表時期はいつ頃を予定しているのかどうか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、料金改定についての関係でございます。先ほど教育長が答弁しましたように、合理的な理由が発生すれば、当然、NPO体育協会と協議をして、お互いに連携を密にして検討していきたいというふうに考えております。

次に、減収の目安でございます。減収の目安については、今の現在、想定しておりませんが、いずれにしても多額の減収が出た場合に、体育協会の減収となるわけですから、協定書の基本に基づきまして、NPO法人体育協会と生涯学習課と連携を密にして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 足柄サービスエリア周辺の土地利用構想につきましては、去る10月9日の総合特区推進協議会設立総会時に構想案について発表させていただいております。その後、11月28日でございますが、三来拠点の取り組みに対し、静岡県知事から褒賞をいただき、県の公認事業となっております。

なお、今後、この事業の進捗の時点で、議会の皆様にも御報告させていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 以上で質問を終わりにいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 私は、新東名高速道路並びに内陸フロンティア、この件につきまして質問をさせていただきます。

我が町100年の歴史を踏まえつつ、将来に向けて一変するような革新的、新たな活気あるまちづくりがスタートしています。1つには、町の交通体系、交通インフラを築く新東名高速道路の建設であります。2つ目は、南海トラフによる巨大地震を想定した対策として、内陸フロンティアを拓く取組に参画したことであります。関連する2題について質問をさせていただきます。

はじめに、新東名高速道路に関する事項といたしまして、静岡県内を横断する新東名高速道路の供用開始、開業により、残り区間の御殿場ジャンクションから神奈川県につながる新設計画の促進が図られています。

町内では大御神・棚頭の地にパーキングエリア、スマートインターを設置する取り組みが進んでいます。新東名道における現在の状況及び進展する建設事業に、町行政はどのように対処されますか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

パーキングエリアにつきましては、中日本高速道路株式会社が施工に向けた測量設計や用地買収を鋭意進めているところでございます。

また、スマートインターチェンジにつきましては、本年6月11日付で町が国土交通省から連結許可を受け、今後はスマートインターチェンジの設置に当たり、中日本高速道路株式会社と基本協定を締結し、事業に着手してまいりたいと考えております。

新東名高速道路の整備状況につきましては、中日本高速道路株式会社が生土区で本線工事のための工事用道路を既に着手しており、今後は中島、柳島、湯船区で、各地区と調整を図りながら順次工事用道路を施工する予定であります。

また、本線の用地買収につきましては、通過する10地区で順次進んでいる中、町として説明会等に参加してまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） この件につきまして、今、町長から御説明いただきましたけれども、円滑な事業が遂行されるように御努力をいただきたいと思います。

それでは、具体的な件につきましてお伺いをさせていただきます。

1つといたしまして、現東名高速道路のパーキングエリアの規模は、我々利用者の立場から、現況設備は小さく、いささか不都合を感じています。新設小山パーキングエリアを中心とした内陸フロンティア計画による30ヘクタール及び関連する大開発があり、既存施設があり、これを予定した規模が必要に思います。

伺います。計画されている小山パーキングエリアの上り線下り線用地面積など、施設の規模は適正であるかどうか、お考えになっていきますか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 計画されている（仮称）小山パーキングエリアの上下線の用地面積など施設の規模につきましては、駐車場、休憩所等の施設が計画されており、用地規模としましてはおおむね上下線それぞれ5万平米と聞いており、これにはスマートインターチェンジの用地も含まれております。

また、駐車場規模等につきましては、これまで高速道路事業を行ってきた中日本高速道路株式会社の基準に基づき、計画交通量等より算出したものとなっており、施設概要、他事例を考慮しますと適正な用地面積として計画されているものと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 適正な規模であるということで判断してよろしいですね。

次に、2番といたしまして、現東名高速道路のサービスエリア、パーキングエリアのスマートインターチェンジは、本線より後づけ設備にて、進入路、取りつけ道に無理をされた様子を見受けております。小山パーキングエリアのスマートインターチェンジは、本線との同時に進行し、進入路は大型車が交通可能か。かつて東名高速道路の時点には、道路照明、騒音、水利、側道、橋梁等の地域環境への問題がありました。地域の環境についての検討、また地域の活性化、経済化効果について、その整合性を図る必要があると思います。

伺います。パーキングエリアスマートインターへの進入路、取りつけ道路に対する地域の変化する課題や要望は発生をしていませんかとお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 地域に変化をもたらす関連町道としましては、新東名高速道路を併走して新設いたします町道3975号線、町道3984号線及び付けかえとなります町道3628号線の道路が挙げられます。

現状の道路網が変わることから、利用者の車両動線や交通量の変化が考えられますが、道路幅員、歩道整備、案内板等の道路施設を充実させ、対応していきたいと考えております。

また、平成22年度から23年度にかけ、新東名高速道路整備の事業主体となります中日本高速道路株式会社へ新東名高速道路が通過する町内10地区から要望が提出されております。この要望につきましては、町、各関係地区、中日本高速道路株式会社の3者で設計協議確認書を締結してお

り、各地区の要望に対する対応を確認しているところでございます。

なお、事業の進捗により生じた要望につきましては、適宜同社に情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（湯山鉄夫君） ぜび地域や周辺、この点につきまして、ハード面やソフト面、両面に当たり、総合的にいろいろ地域との協議を重ねて進めていただきたいと思います。

次に、富士宮市から表富士を横断する国道469号線、裾野市まで拡幅改良されました。これを御殿場、新御殿場インターチェンジから小山パーキングエリアに接続することにより、南北につながるようになります。

ここで国道469号線は大御神地先まで延伸ができるかどうか、この点をお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 国道469号の延伸につきましては、議員御承知のとおり、本町を含む静岡・山梨両県の4市2町で構成いたします国道469号（富士南麓道路）建設促進期成同盟会の要望事項として、国と県に対し、当該国道の起点を現在の御殿場市仁杉地先の国道138号交差点から、本町の国道246号中島インターチェンジに変更し、県道山中湖小山線、町道上野大御神線、更に用沢・大御神地内に新設予定の町道3975号線を経由していくことを掲げております。

町といたしましても、国・県に同様の要望を行っております。当該国道は新東名高速道路や東名高速道路及び国道1号線の代替道路としての役割のほかに、静岡・山梨両県の地域活性化や交流の基盤づくり、防災面、そして今回の内陸フロンティア計画においても非常に重要な機能を持つ道路と認識しておりますので、今後も実現に向けて、国・県に対して強く働きかけを行ってきたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 469号に関連いたしまして、次に、138号線についてお伺いします。恒常的に発生している国道138号線の交通渋滞は著しい状況にあります。この138号線と新設バイパス道は、新東名新御殿場インターチェンジと接続されますと、須走地区には交通環境が非常に変化をする可能性があります。

ここで伺いをいたすわけでありまして、国道138号線のバイパス道路の新設は進展をしていますかどうか、お伺いしておきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 国道138号須走道路・御殿場バイパス（西区間）は、須走インターチェンジから国道246号と立体交差している間の延長8,100メートルであります。

現在、用地買収を進めているところですが、件数としまして313件のうち202件は契約が済んでおり、割合として65%となっていると伺っております。

工事につきましては、水土野交差点付近の盛土区間を一部着手し、国土交通省中部地方整備局

沼津河川国道事務所に確認したところ、平成26年度までに全ての用地取得を目指しており、平成27年度の本格的工事着手を考えていると確認したところであります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 138号線並びに469号がジョイントできますと、大御神のパーキングエリアは非常に効率的になるのではなかろうかと思えます。

次に、もう1点、昭和39年の開催の東京オリンピックに合わせるかのように、当時の東名高速道路や首都高速、鉄道、新幹線の建設が急ピッチに工事が推進されました。こうした経験がございましたけれども、2020年、2回目の東京オリンピックに、新東名の建設に、その対応が考えられますが、その点はいかがですか。東京五輪の開催までに完成の意向要請はありましたかどうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 平成32年に東京五輪が開催されることになりましたが、ここで整備される新東名高速道路は、開催地との往来を行う大動脈の一つになると町も認識しているところであります。

新東名高速道路の完成予定年度につきましては、中日本高速道路株式会社に確認したところ、現在は平成32年度を目途としているとの確認を得ております。

今後は、新東名高速道路の完成予定年度につきまして、情報が入り次第御報告させていただきたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） この件につきましては、やはり関係者におきましては、こういう念頭に置いて対処していただきたいと思えます。

次に、質問2といたしまして、内陸フロンティア構想についてをお伺いさせていただきます。

静岡県東部を対象に、国家戦略特区を制定し、医療関係、医学関連の産業を集積し、地域の活性化を図るファルマバレー構想が提唱されています。我が町では内陸フロンティア計画が地域活性化総合特区として指定され、新東名道と並行して湯船原をベースに大規模開発計画が位置づけられています。

本事業の主眼とする趣旨、意義等について、どのように展開をされていきますか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 内陸フロンティア構想についてであります。

議員御承知のとおり、静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組の全体構想につきましては、東日本大震災の惨状を鑑み、迫り来る南海トラフ巨大地震の脅威と、平成24年に一部開通した新東名高速道路という国土の新基軸を背景に、「安心・安全で魅力あるふじのくにの実現」を基本理念に掲げ、防災・減災機能の充実強化などの4つの基本目標と、それを達成させるための内陸・高

台部のイノベーションなどの3つの戦略を立てて、県・市町・民間等が取り組みを推進するものであります。

本町においても、平成25年2月15日に富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成が内閣府の地域活性化総合特別区域の指定を受けたところであります。

この特別区域は、大御神・棚頭地区の小山パーキングエリア・スマートインターチェンジを活用した地域産業集積事業、上野・湯船地区の木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業という2つの事業地において、地域産業の活性化を図っていくものであります。

この総合特区の取り組みを推進していくため、本年10月9日に町内の関係団体、地元自治会、事業計画地の地権者等26人の委員からなる小山町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会を設立し、5年間の期限の中で総合特区推進計画の実施等について協議をしております。

まず、(仮称)小山パーキングエリア周辺地区におきましては、平成32年度に供用開始予定のスマートインターチェンジを含むパーキングエリアの周辺約30ヘクタールにおいて、土地区画整理事業の手法を用いた土地利用を行うため、地元地権者や関係機関と協議を進めております。

また、湯船原地区におきましても、上野・湯船地先の約280ヘクタールという広大な面積を、工業・農業を含む4つの事業ゾーンに分けて、土地利用を進める計画となっております。こちらも地元地権者や関係機関との協議を進めているところでございます。

更に、総合特区事業ではありませんが、足柄サービスエリア周辺の土地利用事業も、総合特区推進協議会開催時に発表させていただいた富士のふもとに三来拠点事業の一環として、去る11月28日に静岡県知事から、ふじのくに内陸フロンティアプロジェクト顕彰制度の中で褒賞していただき、桑木地区内に約30ヘクタールの開発ということで、地元地権者や関係機関と協議を進めているところであります。

今後、総合特区推進協議会や地権者の皆様と開発手法、事業費等について協議や精査を重ね、100年に一度の大計にふさわしい事業として推進してまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

○9番(湯山鉄夫君) ただいま町長の方から大御神・棚頭地区におきましては、地域産業集積事業を展開していくんだと、また、上野・湯船原につきましても、産業拠点整備事業を推進していくと、こういう答弁をいただきました。ぜひこの点につきまして、順調に進めていただくよう願うところであります。

関連いたしまして、静岡県が推奨するふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区、この特区につきまして、各市町が参加、参画をしています。我が町では、内陸のフロンティアを拓く取組といたしまして、今、町長から話がありました30ヘクタールプラス280ヘクタール、大規模開発計画が立案され、既に推進協議会が発足いたしました。

今後の実施段階において伺います。内陸フロンティア構想の事業主体、県ですか、町ですか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 先ほどの町長答弁でもお答えいたしましたとおり、内陸のフロンティアを拓く取組は、静岡県が全体構想を作ります。そして、県・市町・民間等でこの取り組みを推進していくこととなっております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 続きまして、お伺いをいたします。開発事業を行うには、自然環境に対する問題が提起をされます。開発計画の310超ヘクタールに及ぶ富士山周辺の動植物の生態系、水源等、自然環境への影響の評価についてお伺いをします。

当該地の自然環境は調査をされましたかどうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 事業地の自然環境調査につきましては、環境影響評価法や静岡県の環境影響評価条例の中で、開発事業の種類と規模により、調査が義務づけられております。

したがって、今後は、事業地やゾーニング等の開発事業の種類と規模により、該当となる事業地においては、その事業が環境へ与える影響について調査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（湯山鉄夫君） 環境問題につきましては、いわゆる環境アセスメントという問題が提起されることが考えられますので、ぜひ問題がないように御尽力いただきたいと思います。

次に、内陸フロンティア計画の実施を図るには、人的労力、計り知れない資金や完成までに相当の年月を要します。この事業の遂行、取り組みには、行政として専念する担当部署を設けることについて、本事業を展開するに、プロジェクトチーム、担当課等を編成し対応していく必要はないかどうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 今後、内陸のフロンティアを拓く取組の関連といたしまして、三来拠点事業の推進と総合調整、各種法手続きと関係機関との事業調整、地権者調整及び企業誘致等膨大な業務が推測されます。

そこで、議員御指摘のとおり、これらの業務を実施し、事業を推進していくためには、担当課の設置が必要と考えております。今後全体の職員配置等を勘案した上で、平成26年度当初から担当課の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） わかりました。

続きまして質問させていただきます。通常の開発行為には、都市計画法や農地法、建築基準法等々の法的規制をクリアしなきゃなりません。特区制度の適用における特例措置について、特区指定による開発には法的規制が免除、または緩和されます。その法律はどんな対象になるのか、

ちょっとお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） この内陸フロンティアで、特に小山町として対象となる法律としたしましては、農地法あるいは都市計画法、農振法等がございます。

議員御承知のとおり、総合特区には総合特別区域法による国際戦略総合特区と地域活性化総合特区があり、本町の場合は富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成という地域活性化総合特区であります。

総合特区に指定されますと、国と地方の協議の中で、年数会、規制、制度の特例・緩和措置や、税制・財政面での優遇措置等の協議をすることができます。本町につきましては、先ほど申し上げましたが、土地利用面において農地法、都市計画法、農振法等の各種法令の規制緩和を必要としておりますが、現在、静岡県におきましてこれらの法律を束ねて、ワンストップで検討する一括事前協議制度の創設について、国の各省庁と協議をしておりますが、まだ結論が出ていない状況にあります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 最後に一つお伺いします。

計画を推進するには、土地の収用、用地買収等、私的土地所有権から公的または第三者に譲渡・移譲するに、地権者に対する法的優遇措置の有無について、地権者の土地売却・収用における所得税あるいは相続税等、公的免税措置を適用されますかどうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 町など、公共機関が行う収用等の事業や、土地区画整理事業により土地を譲渡した場合は、租税特別措置法による譲渡所得の特例措置が受けられます。これは、事業手法によって特例の内容が異なります。また、相続税につきましては、収用等による特例措置はございません。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） いろいろ御答弁をいただきました。ぜひ、この事業がスムーズに円滑に順調に進むことを願うところであります。

ところで、我が町の人口は減少に鑑み、大変危惧するところであります。新東名高速道路建設に合わせ、将来100年を見据えて、町の礎を築く大型プロジェクト成功に、官民一体となって努力・協力が不可欠に思います。

県が公表した第4次地震対策想定を受けて、沿岸部の企業や住民は高台志向の機運があります。こうした状況に、我が町は、この内陸フロンティア構想の実現に向けて計画を推進する大きな社会に貢献することになると思います。

ぜひよろしく申し上げ、関係機関の御努力をお願いして、質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、7番 込山恒広君。

○7番（込山恒広君） 私は、市街化区域内の宅地造成についてお伺いいたします。

昨年は町の100周年記念等でお祭りや記念事業で終わったわけですが、町の計画としております内陸フロンティア事業や新東名高速道路が小山町を通過に伴い、大御神へスマートインターチェンジ等の計画などを考えると、町内への多くの転入人口と宅地需要が見込まれます。この機会を人口増加策の絶好のチャンスとして、宅地整備も併せて推進していくことが、定着人口の増加につながると思います。

しかしながら、過去、市街化区域平坦地の区画整理事業を試みましたが、その多くが不調に終わっており、定住促進のための取り組みが着実に利用件数を伸ばしているとの町長回答がありました。現実には宅地造成が滞っております。その間に、小山町には良好な宅地がないというようなことで、やむなく近隣の市に家を建てた転出人口は相当数あることを前回の一般質問で問題提起させていただいたわけでございます。

内陸フロンティア事業、スマートインターチェンジ建設と合わせた北郷地区、菅沼地区の市街化区域の造成可能な宅地整備を急ぐ必要があると考えますが、町長のお考えを伺います。

1といたしまして、過去5年間に実施した市街化区域内の宅地造成地等、許可面積及び建築戸数、目標と実績及びその推移について。

2といたしまして、市街化区域の区画整理についての取り組みについて。

よろしくお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

市街化区域内の宅地造成についてのうち、市街化区域の区画整理事業についての取り組みについてであります。

現在、住宅系の開発行為、区画整理等について、幾つかの問い合わせや相談を受けております。これらの案件については、個人的な利権等に関係することから、現段階においては公表することは困難であります。今後、計画等が具体化すれば、段階的にお知らせすることが可能となると思います。

町といたしましても、本年10月23日に小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱を定住促進事業の推進に寄与するために、住宅系の宅地造成を誘導する方策として、対象面積を緩和するなどの改正を行いました。

今後とも区画整理や宅地分譲事業など、定住促進のための事業に対しては、経済的支援及び可能な範囲においての技術的支援等、積極的にかかわってまいりたいと考えております。

その他の質問については、関係部長から答弁をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 過去5年間に実施した市街化区域内の宅地造成等、許可面積及び建築戸数の目標と実績及びその推移についてであります。

過去5年ということで、平成20年から現在までの数値について申し上げます。

宅地造成として開発行為許可等を受けた件数は6件です。その面積は2万6,519平方メートルで、計画区画数は84区画となっております。このうち4件が完成し、70区画が整備され、既に61戸が建築済みとなっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。

○7番（込山恒広君） 今、御報告がありました。私は総括でございますので、またまとめてちょっと今、なかったことを聞かせていただきます。

市街化区域の北郷地区、菅沼地区の造成可能な土地、いろいろ宅地になっていない土地ですね、これはどのくらい面積あるのか、パーセントでも何でもいいからお願いしたいです。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（相原 浩君） 込山議員の再質問にお答えいたします。

市街化区域のうちの未利用地ということで、自然的土地利用をされている土地のうちの田畑あたりがそれらに該当するのではないかなというようなことで数字を申し上げます。町の固定資産課税台帳の現況地目をもとに分類いたしましたところ、明倫地区につきましては23.7ヘクタール、北郷地区につきましては16.9ヘクタールが未利用、利用可能ではないかなと考えられる土地であります。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 残っているところの区画整理、また全体の市街化区域内、それについて区画整理は考えておるかいなか、町長お願いします。

それから、土地利用事業の適正化に関する指導要綱、これについてもお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今の御質問でございますが、市街化区域の区画整理等につきましては、先ほど申し述べたとおり、地権者の関係がございますので、ここではちょっと公表は差し控えさせていただきたいと思っております。やる気はあります。

それで、今、いろいろ土地利用の関係のお話もございましたが、先ほど御答弁申し上げたとおり、住宅地につきましては規制緩和をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 込山恒広君。

○7番（込山恒広君） 質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 本日は、一問一答方式にて「ホタルの里」づくりの成果（実績）と今後の対応について質問させていただきます。

昨今、我が国では、生活空間、とりわけ水辺空間の再整備に関して、水辺環境の再整備が行われ、ホタルの里づくりについては全国津々浦々で取り組まれております。

従来、町内でも様々な地域や団体が取り組んでいたと聞いております。小山町でも町長の政策提言の中で、特色を活かしたまちづくりの一環として、里山に飛び交うホタルの里づくりを目指し、担当部署や新たに設立された小山町ホタルの里づくり推進協議会とともに日夜奮闘されていると聞いております。

ホタルの里づくりについて、その成果（実績）を踏まえた検証と今後の進め方について伺います。

まず、ホタル育成の現状について、今日まで実施した事業の内容について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） ホタル育成の現状についてであります。

今年の夏に生涯学習センター内のホタルの里で実施した事業であります。6月28日から7月14日までにかけてホタル観賞会を実施いたしました。期間中、ホタルは211頭飛光しました。開催に当たっては、昨年7月に設立されました小山町ホタルの里づくり推進協議会が中心となり、町内各課から選出された職員がサポートをしながら運営をいたしました。

町内の広報誌や無線放送でホタルの発生及び観賞会の開催を周知した結果、延べ850の方が訪れ、見学に訪れた方の中には初めてホタルを見た子どもや、昔見たホタルを思い出して感激するお年寄りがいらっしゃるなど、多くの皆様から好評を博すことができました。

更に、昨年引き続き、見学に来る方も数多く、町内のホタルの発生と観賞会が定着しつつあると考えております。

以上です。

○3番（渡辺悦郎君） ホタルと申しましても、今、現存するというか、この近くにいるというのはゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメホタルなどが代表的なホタルであり、それぞれに住む環境が異なっており、色や形、大きさが、そして生態や発生時期なども微妙に異なっていると聞いております。

ゲンジボタルは一番大きく、5月から7月にかけて流水のあるところで見られていると聞いております。また、ヘイケボタルはゲンジより小ぶりですが、6月から9月にかけて、川や田んぼで見られると聞いております。ヒメホタルは一番小さく、林の中で見ることができると聞いております。それぞれに色、形、大きさ、生態、発生時期が異なっております。

そこで、この事業において、放流したホタルの幼虫の種類と数量、幼虫の餌となるカワニナの

放流量を伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

まず、今年放流しましたホタルの幼虫は200匹、成虫は30頭でございます。また、対象としておりますホタルはゲンジボタルを対象として実施をいたしました。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 次に、観賞会について伺います。

平成24年度の来訪者が延べ人数853人、ホタルの発生個体数が24年度が853頭で、同数と聞いております。

25年度の延べ人員が850人、ホタルの発生数が211頭。24年度と25年度を比較しますと、来訪者はほぼ同数であります。ホタルの発生数が4分の1と減少しております。この原因について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 来訪者の人数につきましては、議員おっしゃるとおり、ほぼ同数でございます。

ただ、ホタルの発生数、確認数は、24年度が853頭で、今年度が211頭ということで減っております。この原因につきましては、用水の関係及び、これはあくまでもその期間に確認をした頭数ということでございますので、全てを発生したホタルの数をカウントしたものではありません。

しかしながら、24年度と25年度を比べまして、25年度、大幅に減っていることは事実でございますけれども、その細かい内容について、まだ分析はしてございませんので、詳しいことはお答えすることはできません。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 次に、環境の管理について伺います。

ホタルは水環境のバロメーターとも言われております。環境管理は容易なことではありません。環境管理の現状を伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 環境管理についてであります。

平成25年度は、春と秋に小山町ホタルの里づくり推進協議会の会員が中心となり、ホタルの生育環境に精通した専門家の指導のもと、草刈り等環境管理を実施いたしました。また、ホタルの里全体については、ホタルの幼虫の上陸地を確保し、生育環境を整えるため、コケ及び雑草の除去をはじめ、崩落した石積み及び中州の復元を行っております。

今後は、老朽化により朽ち始めた東屋や木橋の修繕を実施します。この修繕により、ホタル鑑賞等での安全を確保し、鑑賞環境の促進を目指してまいります。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 先ほどの減少したということで、この環境にちょっと絡んでいるんですけども、阿多野用水が年に数回止まることがあるというふうに聞いております。そのことがホタル育成に及ぼす影響及び、この対策について、どういう対策を講じられているか伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに阿多野用水は一時的に止まってしまいます。このときにはホタルの里の池の水がなくなるわけではなく、流れが止まってしまいます。この対策については、去年から始めた事業で25年度、今年もそのときに、それを防ぐための対策等は実施をいたしませんでした。しかしながら、いずれにしても阿多野用水が一時的に止まってしまう時期が毎年あるわけですので、それに対して、今後どうするかについては検討していかなければならないと考えております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） あくまでも用水ですから、流れたり止まったりするするわけなんですね。そこで、先ほどちょっとホタルの特徴のところ、私から述べましたけれども、ゲンジボタルというのは、ある程度やっぱり水が継続的に流れることが必要なわけです。ヘイケボタルというのは、どちらかというときよどみというか、緩やかな流れの中で発生する。こういうふうに聞いております。その辺も考えられて、個体、幼虫のことをやっていただきたいと思います。

次に、この阿多野地区というのは、実は町内の中でも有数の営農地帯なんですね。営農の地域でございます。そこで害虫防除のために薬剤の空中散布等も実施されております。この影響について、どういうふうにお考えになっているか伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

確かに一時的に農薬等の散布等がございます。これにつきましては、阿多野用水、すなわちホタルの里にどの程度影響を与えているかについては、調査をしたことはございませんが、農薬をまくなというようお願いをすることができないので、その辺につきましては、地元の方とも話をし、また、農薬が本当にホタルの成長に対して影響しているかを、まだ実証というか、私ども、確認しておりません。想像の範囲で、農薬等が影響していることも考えておりますけれども、実証等、まだしておりませんので、今後、そういうことも考えて、ホタルの里づくりについて整備等を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） ぜひリサーチ、調査の方をよくやって、この事業を進めることに前進することをお願いします。

それで、次に、町内に現存するホタルの自生地域との連携について伺います。

かつて町内にはホタルの自生地が散在していたと聞いております。現在、自生している地域との連携について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 町内に現存するホタルの自生地域との連携等についてであります。

これまでの調査により、桑木や谷戸、湯船、南藤曲等におけるホタルの発生及び自生地域の現状については、既に把握しております。また、自生地域の皆様にも、小山町ホタルの里づくり推進協議会の会員になっていただいております。先進地の視察、意見交換等を実施しているところでございます。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 平成5年、当時、私は須走で区長をやっておりまして、このとき、須走の精進川、滝不動がある下なんです、滝道というところがございまして、そのところでホタルが自生していたんですね。須走でも自生しておりまして、今でも状況が、光景が目に焼きついているところでございます。

今、答弁がございました桑木、谷戸、湯船、南藤曲等で確認されているということですが、その詳細を、わかる範囲で結構でございます、お答え願います。ホタルの種類等、どのくらいか、概数、ちょっとだよという表現でも結構です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 今、当方で確認しております、例えば桑木につきましては、頭数等は確認はしておりませんが、相当数飛光しているというふう聞いております。

また、谷戸、湯船、特に南藤曲、これは須川になります。須川沿いにつきましては、ホタルの里の推進協議会の会長の地元でもございますので、会長自身が盛んに幼虫等の育成を行っており、相当数飛んでおるといことで、各地区の個別な頭数及び規模等については把握をしてございません。

ただし、種類につきましては、ゲンジボタルだということと、桑木につきましては、ゲンジボタル、プラス、ヘイケボタルも飛んでいるということは確認してございます。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） それでは、現在のホタルの里というのは、自生していたかいなかったかというのを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

自生はもともとはしていませんでした。

以上です。

○3番（渡辺悦郎君） それでは、最後の質問になります。今後の展開についてであります。

多くのホタルが乱舞するホタルの里で、ホタルを通して水環境を考える環境学習の場や、ホタルの光で癒やされるオアシスを展開することについて伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○**教育部長（高橋忠幸君）** 今後の展開計画についてであります。

地域の皆さんの御協力をいただいて、町内全域を対象に、ホタル生育範囲を把握する調査を年度内に実施していく予定です。

また、幼稚園、保育園にも協力を得て、カワニナの養殖を行ってもらい、自分たちで育てたカワニナを放流することで、環境教育推進の契機としていくことを考えています。

今後、小山町ホタルの里づくり推進協議会の御協力をいただきながら、ホタルの里づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○**3番（渡辺悦郎君）** ただいまの答弁の中で、ホタル育成事業について、町内全域を調査し、ホタルの育成範囲を把握する調査を年度内に実施すると伺いました。ということは、今までリサーチはなくての推進だったのでしょうか。まずは現状の生態を調査、把握し、分析、検討し、効率的、効果的な事業のスタートをすべきでなかったのかと考えますが、答弁をお願いいたします。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 答弁を求めます。

○**生涯学習課長（高橋裕司君）** ただいまの御質問にお答えします。

町では平成18年度に一度大規模な町内全域のホタルの発生調査を行いました。これは区長会を通して区長さんをはじめ、地元の婦人会、老人会、子ども会等をお願いしまして、図面等に落としました。ところが、平成22年の9月8日の台風22号により、小山町の山地は相当数荒れました。したがって、その当時の資料は、もう活用できないだろうということで、ホタルの里づくり、確かに阿多野から始まりましたが、いま一度、やはり地元、私たち職員ではとても回り切れないところについて、区長会等を通して、地元の皆さんに協力を得て、もう一度、先ほど言いました桑木等の把握していない以外の自生地域を図面等に落として、より広い範囲で把握をしたいということやっていくという計画で、年度内、3月いっぱいにはその調査を終えて図面等を完成したいと思っております。

以上でございます。

○**3番（渡辺悦郎君）** 先ほどの質問にもありましたけれども、現在のホタルの里は自生はしていなかったと。このホタルの里事業というのは、私は物すごく必要なことだと思う。大事なことだと思うんです。しかしながら、既に自生しているということは、環境は整っているわけです。事業の計画を推進する速度を上げるためには、現在のホタルの里と同時並行的に、町内に点在する自生地の対応を推進すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、伺います。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 答弁を求めます。

○**生涯学習課長（高橋裕司君）** 渡辺議員おっしゃるとおり、自生をしています地域につきまして、ただいま、ホタルの緊急雇用で実施しております職員等が視察等に行き、作業等は直接お手伝いはしていませんけれども、まだ3月までこの事業続きます。その中で、自生地域に少しでもお手伝いができることがあれば、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（渡辺悦郎君） 待望の富士山が世界遺産に登録され、当町を訪れる人々が増える中、自然生態を売りにしたホテルの里づくりは、町民の憩いや癒やしの場として、また、生涯学習の場として、また観光資源として期待できるものと考えます。

先ほど述べましたけれども、事業計画をできるだけスピードを上げるためには、重ねて、同じことになるんですけれども、同時並行的に町内の点在する自生地への対応を推進していただくよう、重ねてお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月13日金曜日 午前10時開議

議案第68号から議案第74号までの議案7件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。更に、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時13分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 梶 繁 美

平成25年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成25年12月13日(第3日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町長	込山 正秀君	副町長	田代 章君
副町長	柳井 弘之君	教育長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教育部長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総務課長	田代 順泰君
税務課長	湯山 正敏君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健康課長	米山 民恵君	地域防災課長	池田 馨君
建設課長	岩田 芳和君	農林課長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	相原 浩君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	高橋 裕司君	総務課長補佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員

5番 池谷 弘君 6番 梶 繁美君

閉会

午前11時05分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定について
日程第2 議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定について
日程第3 議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4 議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第5号)
日程第5 議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第6 議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第8 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
追加日程第2 議案第75号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第6回)
追加日程第3 発議第10号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について
追加日程第4 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員の指名について
追加日程第5 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の閉会中の継続調査について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定について

日程第2 議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第3 議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第5号）

日程第5 議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第68号から日程第7 議案第74号までの議案7件を一括議題とします。

それでは、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） おはようございます。ただいまから、11月27日、総務建設委員会に付託されました3議案の審議の経過と結果について御報告いたします。

12月5日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

それでは、議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 小山町一般会計補正予算（第5号）について報告します。

委員から、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、104号線越え交付金とのことですが、金額は発射弾数に関係があるのか。次年度以降の交付金の予定は。との質疑に。

発射弾数は決められておりますが、訓練部隊の規模、東富士演習場で占める小山町分の面積に応じて金額が算出されています。次年度以降の実施については、毎年1月に演習計画が決められるので、現時点においては未定です。との答弁がありました。

委員から、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金について、この事業内容と今後の森林関係の緊急雇用事業があるのか。との質疑に。

内容は、山腹崩壊が繰り返されているスコリア土壌において、間伐を実施することによって下層植生を回復させ、災害に強い森林づくりを目指していくものです。今後の森林関係の事業については、これ以外に予定はありません。との答弁がありました。

委員から、富士山須走口五合目トイレ使用協力金について、減額になっているが、使用人数が予想よりも少なかったのか。あるいは使用協力者が少なかったのか。との質疑に。

富士山が世界遺産に登録されることを見越して、入れ込み数が伸びるという判断をしていましたが、結果として想定よりも少なくなり、使用人数が予想より少なかったことが主な原因となります。との答弁がありました。

委員から、光ファイバ整備事業債について、現在の光ファイバ整備進捗状況は。との質疑に。

76局については、NTTが既に整備を終えており、75局は以前から整備されております。今、78局について、来年の3月までに整備を進めています。との答弁がありました。

委員から、2市1町フレンドシップ富士山世界遺産まつり交付金について、富士山まつりを行う祭りの内容と、今後、この祭りを継続していく予定があるか。との質疑に。

来年1月12日に富士スピードウェイを会場として富士山世界遺産まつりを行います。これは、県自治振興協会のフレンドシップ事業として交付金を受け、総額1,500万円の予算の中で、3分の2が補助となり、小山町は300万円支出し、それぞれ御殿場市、裾野市が負担金を出し合って事業を行います。来年度以降については未定です。との答弁がありました。

委員から、合併浄化槽設置奨励事業補助金について、現在の補助戸数と今後の予想は。また、設置後、維持管理状況の把握をどのようにしているか。との質疑に。

現在、41基に補助金を出しています。今後、14基が確実に設置される見込みです。設置後の維持管理状況の把握については、小山町環境衛生自治推進協議会において年1回、11月頃に約100軒程度の対象区を絞り、検査をしています。1割弱の方に、その場で指摘事項を記載したものをポストに入れて指導しています。との答弁がありました。

委員から、有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金について、現在の狩猟免許保持者数と、今後育成していきたい人数は。との質疑に。

現在、狩猟免許の所有者は41名です。毎年5名程度は免許を取得していただきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、明神峠トイレリース料、減額の理由は。との質疑に。

トイレの利用実績を精査した結果、3基だったものを2基に減らしましたので、減額しました。との答弁がありました。

委員から、外客誘致キャンペーン事業60万円減額の内容は。との質疑に。

10月に静岡県東部地域コンベンションビューローが主催して、近隣市町と一緒に台湾の台北国

際旅行博に富士山周辺のPRをしてきた事業です。当初200万円の支出予定が、140万円で済んだので、減額補正するものです。との答弁がありました。

委員から、緊急雇用対策事業で、小山町では現在何人雇用しているか。その内訳として、町内が何人で町外が何人雇用しているのか。今年度で終わるはずだが、現在雇用している人達についての対策は、県や国から来ているのか。との質疑に。

町で雇用している人数は7名。そのうち、町内在住者は3名、町外在住者が4名です。この事業で町が直接雇用できる部分は今年度で終わると聞いています。また、起業支援型という、町から委託事業という形で委託先が失業者を雇用して行う事業に関しては、若干残ると聞いています。後のことに関して、今のところ、国・県から指示がありません。との答弁がありました。

委員から、行財政改革推進事業費の内容は。施設の耐震や老朽化等に対応する調査か。との質疑に。

公共施設白書の作成になります。公共施設の統廃合あるいは指定管理等を含めた再配置のための現状分析、評価を行います。橋梁等を除いた、町が管理している260棟について考えています。耐震については、おおむねできていると考えているので、確認しながら調査をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第71号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第74号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された3議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

また、委員会終了後、道の駅「ふじおやま」と道の駅「すばしり」の現状確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、11月27日、文教厚生委員会に付託されました6議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

12月6日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名が出席し、審査を行いました。

まず、議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定について報告いたします。

委員から、地震対策経費の内容は。との質疑に。

事業補助の内容ですが、同報無線の整備に係るもの、自主防災組織の育成、地震対策の標識等、事前の自主防災組織の育成から地震対策に係る直接的な費用全般に関するものです。との答弁がありました。

委員から、基金の運用から生ずる利益を基金に編入するとあるが、利息を編入することなどの

整合性についての考え方は。との質疑に。

基金は運用するための基金ではありませんので、防災対策に使う中で、年度内に発生した利息は基金に積み立てるものであります。との答弁がありました。

委員から、基金は、残ったら返すという言葉があるが、内容は。との質疑に。

補助率、入札差金などもあり、全額使い切ることは難しいと考えています。地震対策事業に基づいて執行し、残額がある場合は返還するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第68号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定について報告いたします。

委員から、報酬の中で、「学識経験のある者1万円以内」、「学識経験のある者以外5,500円以内」とあるが、「以内」となっている意味はあるのか。との質疑に。

勤務中に会議に出席するケースも考えられ、報酬は要らないということも考えられますので、報酬については上限ということで全て決めております。との答弁がありました。

委員から、子どもの対象範囲は。との質疑に。

子どもの範囲は、子ども・子育て支援法の中では、18歳に達する日以後の最初の3月31日までと決められています。との答弁がありました。

委員から、「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」とあるが、これに民生児童委員が含まれるかどうか。との質疑に。

民生児童委員も事業に従事する者に入ると考えております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第69号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について報告いたします。

委員から、延滞金の発生する起算日は。との質疑に。

納付日の翌日から日賦で発生します。その後、1か月後に利率が加算確定され、発生していきます。との答弁がありました。

委員から、日本銀行法の商業手形の基準割引率を基準にしていたものを廃止して、租税特別措置法を基準として適用していくのか。との質疑に。

利率の根拠を租税特別措置法の基準に変更し、基準の利率を下げるということです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第5号）について報告いたします。

委員から、障害者自立支援給付費負担金と障害者介護給付費の補正の説明の中で、利用者が増

えたからとあったが、歳入と歳出の関係は。との質疑に。

障害者介護給付費については、障害者自立支援法に基づくもので、おおむね約100人が利用しております。この対象施設は、身体障害者施設5施設、知的障害者入所施設が11施設、障害者就労継続支援が7施設あり、こうした施設に入所、通所されている方々に対して扶助しているものです。利用者負担分は、原則1割。その他、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という補助事業です。これらについて、10月時点の決算見込みに基づく増額補正となります。との答弁がありました。

委員から、地域の元気臨時交付金の内容は。との質疑に。

国の日本経済再生に向けた緊急経済対策として、平成24年度補正予算に係る追加公共事業に係る地方負担額をもとに交付される交付金です。町の充当事業は、光ファイバ整備事業、浄化槽改修事業、中島湯船ルート of 測量設計業務、消防団第3分団車庫建設設計業務と用地取得、総合計画推進基金に積み立てるものが主なものです。との答弁がありました。

委員から、非常備消防費のうち、消防団第3分団車庫建設の関係で、建物が建つのはいつ頃の見込みか。との質疑に。

本年度設計委託を補正し、平成26年度中に建設事業を完了した後に、もとの車庫を解体し、平成27年度において、その場所に防火水槽を整備したいという計画です。との答弁がありました。

委員から、学校管理費のうち、中学校管理運営費で小山中学校の防火扉の修繕に100万円ということが、防火扉はどのような状況であったか。との質疑に。

小山中学校の防火扉等修繕のほか4件、合計5件の修繕を行います。扉が、風により開け閉めがあったときにずれが生じてしまい、閉まらない現状です。との答弁がありました。

委員から、緊急地震対策基金繰入金と小山町緊急地震対策基金条例との関連は。との質疑に。

緊急地震対策基金に8,000万円を積み立てまして、平成25年度分をここで取り崩すということです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第71号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

委員から、国民健康保険保険給付等基金繰入金の残高は。との質疑に。

今回、1億円の取り崩しにより、残高は1億5,866万648円です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第72号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第73号は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された6議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、明倫小学校に保管されている民具の確認のため、現地視察を実施しましたことも報告いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第68号 小山町緊急地震対策基金条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第69号 小山町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第70号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第71号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号 平成25年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第8 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、12月16日から18日までの間に青森県で行う駿東郡町議会議長会視察研修会に副議長、12月19日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員、1月20日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会政策研修会に副議長、1月31日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員、2月7日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会議会広報研修会に広報対策特別委員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第75号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第6号）の1件が、また、議会から発議第10号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置についての1件、合計2件の追加議案が提出されました。発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第75号及び議会提出の発議第10号の計2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1

町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第75号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしますのは、補正予算1件であります。

議案第75号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

これは、総合特区地区の地区計画策定や、健康福祉会館改修事業については、ゆったり湯を再開しない施設の改修事業等、早急に計上する必要があるため、既定の予算総額は変えずに歳出予

算の補正と繰越明許費の補正をするものであります。

なお、詳細については、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第75号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第2 議案第75号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第75号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、早急に対応しなければならない経費について計上するもので、既定の予算総額は変えずに、歳出予算の補正と繰越明許費の補正をするものであります。

はじめに、3ページの繰越明許費の補正であります。追加の1事業であります。総務費企画渉外費の総合特区地区計画策定事業は、新東名高速道路小山パーキングエリア周辺地区と湯船原地区の地区計画を策定するもので、平成26年度にまたがっての事業となるため繰り越しするものであります。

次に、歳出予算について、5ページから御説明申し上げます。

はじめに、2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄（5）企業立地振興費を1,000万円計上しますのは、新東名高速道路小山パーキングエリア周辺地区と湯船原地区の地区計画を策定するものであります。

次に、3款1項3目健康福祉会館管理費のうち説明欄（4）健康福祉会館改修事業費を200万円計上しますのは、建設から14年が経過する健康福祉会館を、防衛補助金を活用しリニューアル工事を行うための概略設計委託料であります。このリニューアル工事につきましては、当初、ゆったり湯の再開を含めた計画として、議会にも相談させていただき、いろいろな御意見を伺いました。町として、ゆったり湯の再開はせず、外壁改修等のリニューアル工事を行うものであります。

次に、6ページにかかまして、7款4項2目都市計画費のうち説明欄（2）都市計画費を200万円計上しますのは、東名高速道路足柄サービスエリアにスマートインターチェンジが整備されたときの周辺道路計画及び交通量とその状況等を検討するための委託料であります。

最後に、12款1項1目予備費を1,400万円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第10号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別
委員会の設置について

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第3 発議第10号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。2番 阿部 司君。

○2番(阿部 司君) ただいま議題となりました発議第10号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

発議第10号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成25年12月13日提出

提出者 阿部 司

賛成者 高畑博行、渡辺悦郎、桜井光一、池谷 弘、梶 繁美、

込山恒広、池谷洋子、湯山鉄夫、真田 勝、米山千晴

1. 設置の理由

静岡県が推進する、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」内陸のフロンティアを拓く取組において、「内陸・高台部イノベーション(革新)モデル地域」として総合特区に指定された(仮称)小山パーキングエリア周辺地区及び湯船原地区に、足柄サービスエリア周辺地区を加えた3地域を小山町将来土地利用構想「富士のふもとに、三来拠点」として位置付け展開する取組みは、小山町の将来にわたる地域振興と活性化に大きく寄与するプロジェクトであり、この事業を推進するため、調査・研究する必要があるため、設置を求める。

2. 委員定数

11名（議長はオブザーバー）

3. 期限

調査が終了するまで置く

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明いたしました。何とぞ議員の皆様の格別の御高配をいただき、御賛同よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会を設置することに決定しました。

追加日程第4 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員の指名について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第4 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員の指名についてを議題とします。

ただいま設置されました小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は議長が議事に諮って指名することになっております。よって、お手元に配付しました名簿のとおり、議長を除く議員全員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり指名することに決定しました。

お諮りします。小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第3項の規定により、委員会の互選になっておりますので、ここで10分間の休憩をして、その間に選任をお願いします。なお、会場は議員控室をお願いします。

それでは、ここで10分間の休憩をします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の正副委員長が選任

されましたので、ここでお知らせします。

委員長に、11番 米山千晴君、副委員長に、2番 阿部 司君が選出されました。

ただいま、特別委員会の閉会中の継続調査について申し出がありました。申出書を配付します。

(申 出 書 配 付)

追加日程第5 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別
委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第5 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進
対策特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員長から、委員会
において、「内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策のための調査・研究について、会議規則第
76条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があり
ました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成25年第6回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前11時05分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 梶 繁 美